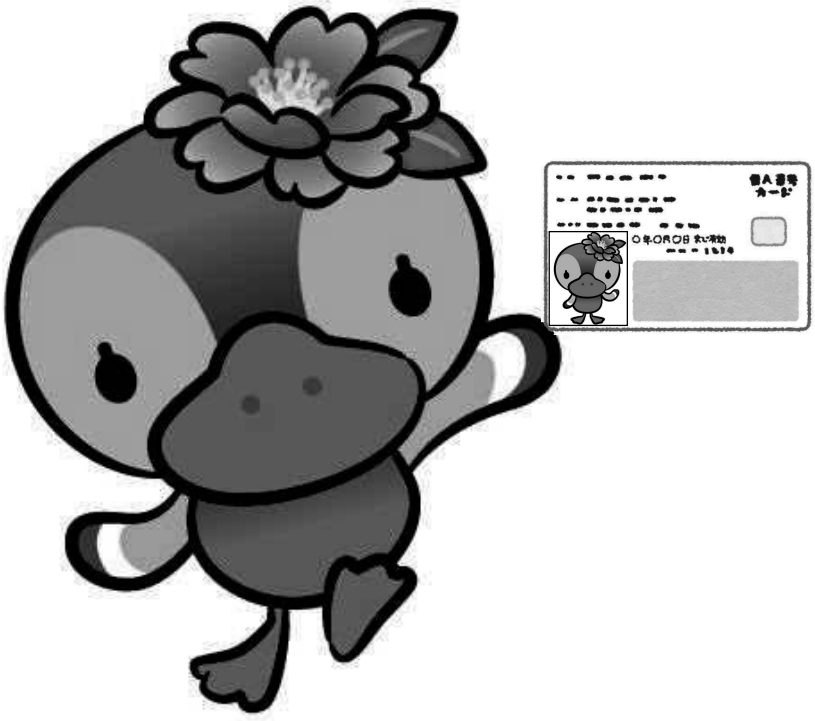
江　東　の　国　保

令和８年版

（令和７年度実績）



江東区観光キャラクター　コトミちゃん

令和８年１０月

SPORTS & SUPPORTS
KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

トーキョーの、ちょっと東。すごく今。

は じ め に

江東区の国民健康保険は昭和 34 年 12 月の発足以来、国民皆保険制度の基盤として、医療保険制度の中核を担い、地域医療の確保と区民全体の健康保持・増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民健康保険の財政は、急速な少子高齢化や雇用形態の多様化など、社会経済環境が大きく変わるとともに、医療技術・医薬品の高度化や疾病構造の変化などによる医療費が増加しており、依然として厳しい状況にあります。

このような中、安定した財源を確保しつつ、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国民健康保険の財政運営の責任主体を区市町村から都道府県に移行するなどの医療保険制度改革が、平成 30 年度から実施されております。

今後は都内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険額となるよう、保険料水準の統一に向けた取組を都全体で進めてまいります。

当区としても、これまで以上に東京都と連携を図りながら、また、今後とも社会情勢や国の動向を注視しつつ、地域医療を支える医療保険者としての役割を果たし、区民が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険事業の適切な運営と一層の財政の安定化に力を尽くしていく所存です。

ここに、国民健康保険の事業をご理解いただく資料として、令和８年版「江東の国保」を発行いたしましたので、広く皆様のご高覧に供するとともに、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年１０月

江東区生活支援部医療保険課

目　次

Ⅰ　事務機構

1 組織及び事務分掌……1
2 国民健康保険運営協議会……2

Ⅱ　被保険者

1 国民健康保険……3
2 年度別加入状況……3
3 被保険者資格得喪状況……4
4 外国人の年度別加入状況……5
5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比……5

Ⅲ　保険給付

1 給付の種類……6
2 給付状況……12
(1)療養諸費……12
(2)高額療養費……15
(3)高額介護合算療養費……16
(4)出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金……16
(5)不当利得・不正利得・第三者行為……17
(6)一部負担金減免……19
(7)貸付基金……19
(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金……19

Ⅳ　保険料

1 算出方法……20
2 収納状況……20
3 減額・免除……24

Ⅴ 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導……26
2 医療費通知……27
3 ジェネリック医薬品利用促進……27
4 重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業……27
5 糖尿病重症化予防事業……28
6 人間ドック受診費助成……28

Ⅵ 財政

1 令和7年度国保会計決算状況……29
2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移……31

Ⅶ 趣旨普及

1「みんなで守ろう わたしたちの国保」……32
2「国保だより」……32
3「こうとう区報」……32

参考資料

国民健康保険事業のあゆみ

令和7年度 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

Ⅰ　事務機構

令和8年4月1日現在

1　組織及び事務分掌

区長

副区長

国民健康保険運営協議会

生活支援部長

医療保険課長

庶務係

1　部の庶務に関すること
2　医療保険制度に係る企画・調査及び統計に関すること
3　国民健康保険運営協議会に関すること
4　後期高齢者医療制度等の管理運営に関すること
5　在日無年金定住外国人特別給付金等支給事業に関すること
6　部内他の課、係に属しないこと
常　勤(8 人)　　再任用(1 人)

資格賦課係

1　被保険者の資格に関すること
2　資格確認書・資格情報のお知らせに関すること
3　負担割合に関すること
4　保険料の賦課計算及び減免に関すること
5　保険料その他徴収金の決定通知に関すること
常　勤(23 人)　　再任用(1 人)
会計年度任用職員(7 人)

医療保健係

1　保険給付の管理及び医療費適正化の普及啓発に関すること
2　保健事業に関すること
3　医療保険制度に係る電子計算組織の総合調整に関すること
4　国民健康保険団体連合会に関すること
5　保険給付事務嘱託員に関すること
常　勤(3 人)
会計年度任用職員(4 人)

保険給付係

1　保険給付に関すること(医療保健係に属するものを除く)
2　一部負担金に関すること
常　勤(12 人)　　再任用(1 人)
会計年度任用職員(3 人)

保険料係

1　保険料その他徴収金の督促に関すること
2　保険料その他徴収金の納付方法に関すること
3　保険料その他徴収金の分割納付相談に関すること
4　保険料の集計に関すること
5　国民健康保険料の催告に関すること
6　後期高齢者医療保険料の催告に関すること
常　勤(11 人)　　再任用(1 人)　　会計年度任用職員(3 人)

滞納整理係

1　保険料その他徴収金の滞納整理及び滞納処分に関すること
2　保険料その他徴収金の不納欠損に関すること
3　保険者徴収金に関すること
4　特別療養費の支給に関すること
5　保険料の徴収等に係るコールセンター事業の管理運営に関すること
6　保険料徴収嘱託員に関すること
常　勤(8 人)　　会計年度任用職員(4 人)

保健事業担当係長

1　保健事業に関すること
2　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること
3　データヘルス計画に関すること
常　勤(1 人)

区民部長

区民課長

各出張所

国民健康保険及び後期高齢者医療の諸届の受付・資格確認書等の交付及び保険料の収納に関すること

豊洲特別出張所長

住民係

国民健康保険及び後期高齢者医療の諸届の受付・資格確認書等の交付及び保険料の収納に関すること

2 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会が設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議する区長の諮問機関である。

（1） 審議事項

① 国民健康保険事業に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
② 療養の給付の充実及び改善に関すること
③ 保険料の賦課徴収方法に関すること
④ 前記のほか、区長が国民健康保険事業の運営上必要と認める事項

（2） 委員の定数

① 被保険者を代表する委員…… 8 人
② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員…… 8 人
③ 公益を代表する委員…… 8 人
④ 被用者保険等保険者を代表する委員…… 3 人

（3） 令和7年度中の開催状況

回	開催年月日	議　　題
令和7年度第1回	令和8年3月19日	① 会長の選任について ② 江東区国民健康保険条例の一部改正について

（4） 委員の構成

（令和8年9月1日現在）

被保険者を代表する委員	
大野　浩一	伊藤　美穂子
澤井　均	梅田　珠子
井川　明彦	白鳥　保江
行田　眞佐枝	篠山　辰男
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	
足川　哲夫	渡辺　広昭
渡邉　弘恵	荒井　眞喜
小林　功	松田　祐一
河口　貴昭	黒崎　昭夫
公益を代表する委員	
川北　直人	赤羽目　たみお
やしきだ　綾香	米沢　和裕
小嶋　和芳	惣佐　陽子
鈴木　綾子	亀﨑　良一
被用者保険等保険者を代表する委員	
澤田　博幸	上野　陽一

Ⅱ　被保険者

1　国民健康保険

江東区内に住所を有する人は、職場の健康保険（組合健保、協会健保、共済組合、国保組合等）に加入している人、その他「適用除外」に該当する人を除いて、すべて江東区の国民健康保険に加入しなければならない。

【適用除外】
①国民健康保険法第6条に定められている事項
②児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のいないもの（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。）は、被保険者としない。（区条例第4条）

【退職被保険者等】
退職者医療制度対象者（厚生年金保険や退職共済年金の年金を受給している60～64歳の国保加入者とその被扶養者）。なお、退職者医療制度は平成20年3月末で廃止されたが、経過措置として、令和2年3月末まで存続。現在は経過措置も終了。

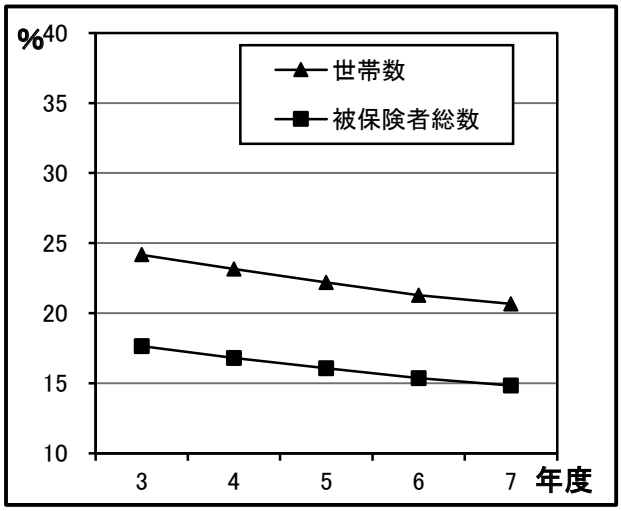
【前期高齢者】
65歳以上75歳未満の被保険者。70歳以上の被保険者には負担割合が設定される。負担割合は65歳から69歳までの被保険者は3割、70歳から74歳までの被保険者は所得等により決定し、2割・3割のいずれかとなる。

2　年度別加入状況

区分＼年度	数値基準	江東区人口		国民健康保険				国保加入率	
		世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	被保険者総数（人）	一般被保険者数（人）	退職被保険者数（人）	世帯数（%）	被保険者総数（%）
3	年度末	278,287	527,085	65,390	90,170	90,170	0	23.50	17.11
	平均	276,614	526,350	66,888	92,928	92,928	0	24.18	17.66
4	年度末	286,316	535,305	64,480	87,309	87,309	0	22.52	16.31
	平均	282,474	531,875	65,432	89,403	89,403	0	23.16	16.81
5	年度末	291,591	539,439	63,181	84,475	84,475	0	21.67	15.66
	平均	289,393	538,458	64,259	86,546	86,546	0	22.20	16.07
6	年度末	296,418	543,152	61,412	80,946	80,946	0	20.72	14.90
	平均	293,976	541,430	62,590	83,184	83,184	0	21.29	15.36
7	年度末	298,562	543,908	60,633	79,232	79,232	0	20.31	14.57
	平均	297,474	543,632	61,478	80,662	80,662	0	20.67	14.84

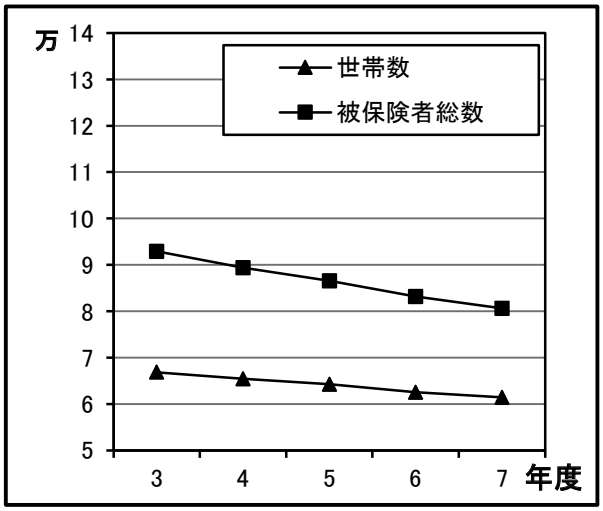
※江東区人口は、住民基本台帳による
※国民健康保険の年度末/平均数値は国民健康保険事業状況報告書（事業年報）による

【住民登録に対する国保加入割合の年度別推移】



※数値は年度平均

【被保険者数・世帯数の年度別推移】



※数値は年度平均

3 被保険者資格得喪状況

【令和7年度資格取得状況】

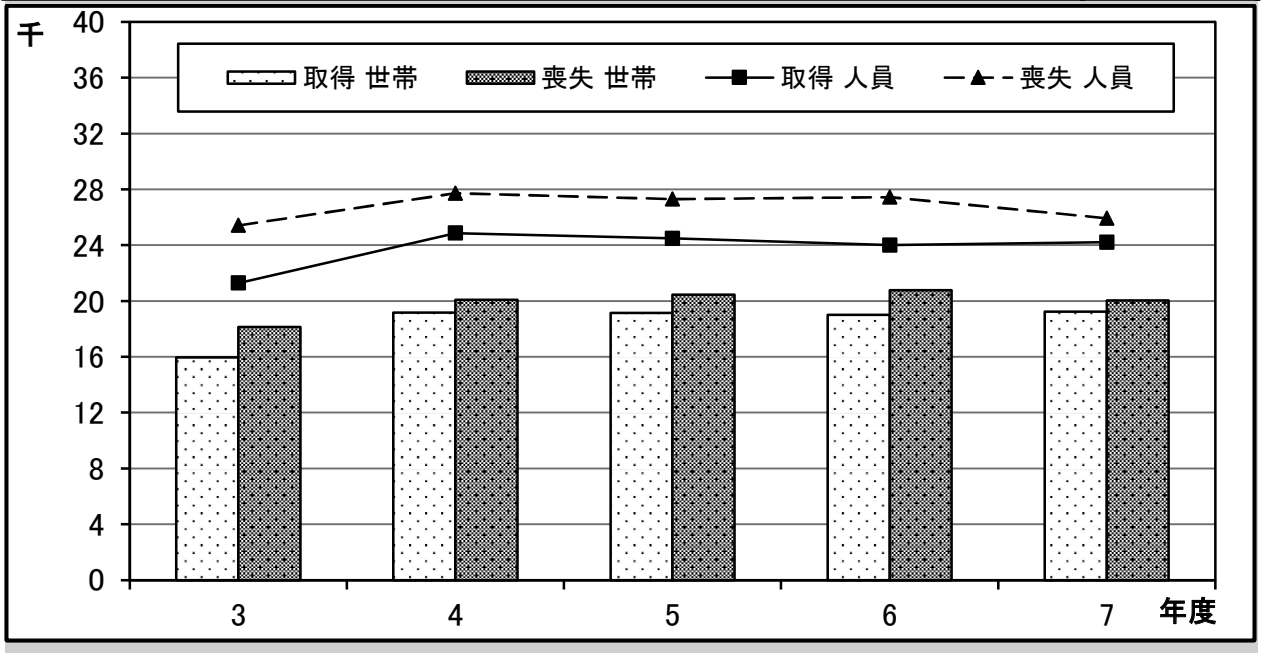
事　由	世　帯	人　員
転　入	7,415	8,780
社保・国保組合から	11,558	14,696
生活保護廃止	158	211
出　生	0	202
後期高齢者離脱	0	0
その他	109	337
合　計	19,240	24,226
一か月平均	1,603	2,019

【令和7年度資格喪失状況】

事　由	世　帯	人　員
転　出	6,082	6,691
社保・国保組合へ	9,781	13,612
生活保護適用	305	374
死　亡	509	580
後期高齢者加入	3,220	5,038
その他	887	1,154
合　計	20,784	27,449
一か月平均	1,732	2,287

【資格得喪の年度別推移】

年　度		3	4	5	6	7
取　得	世　帯	15,954	19,166	19,145	19,015	19,240
	人　員	21,296	24,871	24,479	24,002	24,226
喪　失	世　帯	18,133	20,076	20,444	20,784	20,028
	人　員	25,425	27,732	27,313	27,449	25,940

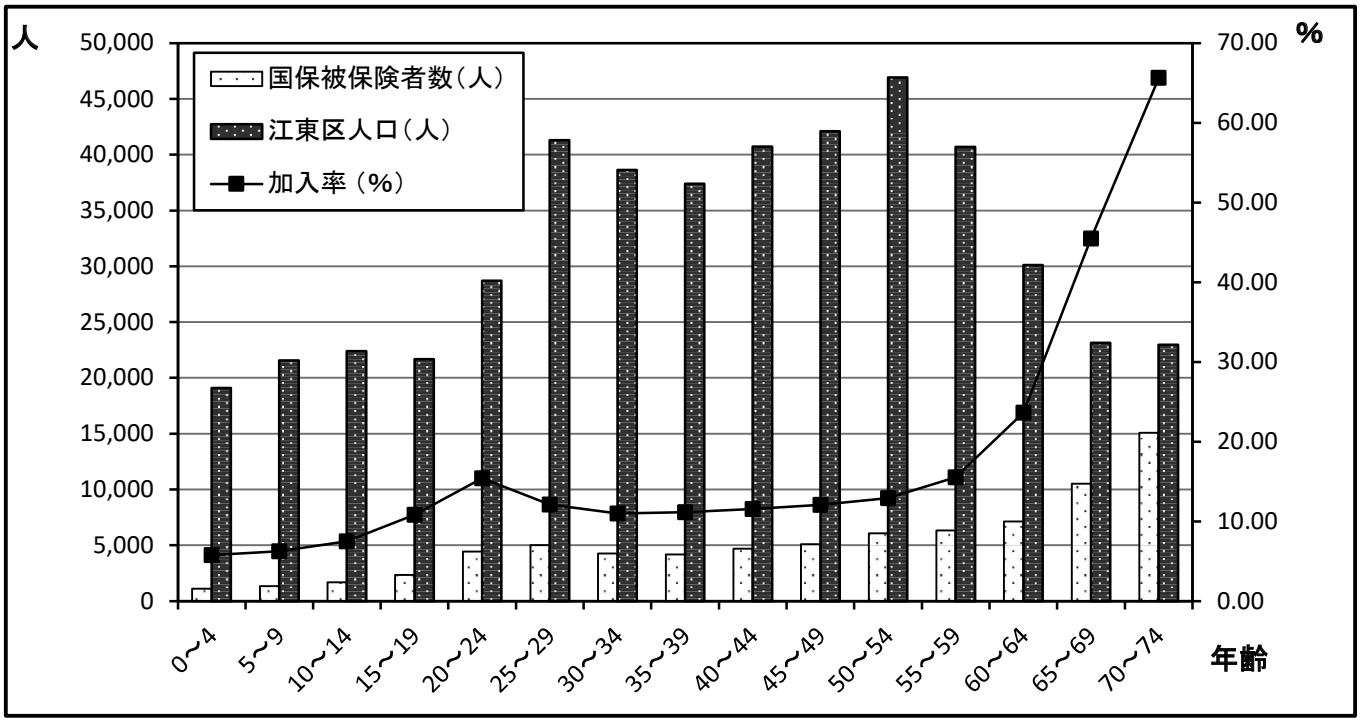


4 外国人の年度別加入状況

年度	3	4	5	6	7
外国人登録者数（人）	29,488	34,475	37,629	40,225	41,591
外国人被保険者数（人）	9,085	10,767	11,289	11,557	11,868
外登数に対する加入率(%)	30.81	31.23	30.00	28.73	28.54
全被保険者に対する加入率(%)	10.08	12.33	13.36	14.28	14.98

5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比（令和8年3月31日現在）

年齢（歳）	男性			女性			男女合計		
	国保被保険者数（人）	江東区人口（人）	加入率（%）	国保被保険者数（人）	江東区人口（人）	加入率（%）	国保被保険者数（人）	江東区人口（人）	加入率（%）
0 ～ 4	573	9,780	5.86	530	9,301	5.70	1,103	19,081	5.78
5 ～ 9	676	10,979	6.16	670	10,574	6.34	1,346	21,553	6.25
10 ～ 14	849	11,488	7.39	830	10,909	7.61	1,679	22,397	7.50
15 ～ 19	1,242	11,020	11.27	1,106	10,667	10.37	2,348	21,687	10.83
20 ～ 24	2,263	14,437	15.68	2,162	14,262	15.16	4,425	28,699	15.42
25 ～ 29	2,512	20,894	12.02	2,494	20,411	12.22	5,006	41,305	12.12
30 ～ 34	2,073	19,040	10.89	2,175	19,585	11.11	4,248	38,625	11.00
35 ～ 39	2,049	18,557	11.04	2,128	18,855	11.29	4,177	37,412	11.16
40 ～ 44	2,398	20,559	11.66	2,302	20,175	11.41	4,700	40,734	11.54
45 ～ 49	2,611	21,170	12.33	2,471	20,944	11.80	5,082	42,114	12.07
50 ～ 54	3,024	23,532	12.85	3,045	23,394	13.02	6,069	46,926	12.93
55 ～ 59	3,164	20,886	15.15	3,161	19,823	15.95	6,325	40,709	15.54
60 ～ 64	3,356	15,410	21.78	3,767	14,707	25.61	7,123	30,117	23.65
65 ～ 69	4,517	11,298	39.98	6,006	11,839	50.73	10,523	23,137	45.48
70 ～ 74	6,345	10,741	59.07	8,733	12,222	71.45	15,078	22,963	65.66
75 以上	0	26,601	0.00	0	39,848	0.00	0	66,449	0.00
合計	37,652	266,392	14.13	41,580	277,516	14.98	79,232	543,908	14.57



※75歳以上（65歳から74歳までの障がい者の方は任意）は後期高齢者医療制度に加入する

Ⅲ 保険給付

1 給付の種類

【療養の給付】

被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関にマイナ保険証、資格確認書のいずれかを提示し、一部負担金を支払うことで、次の給付が受けられる。

① 診察
② 薬剤又は治療材料の支給
③ 処置、手術その他の治療
④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
⑤ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

【給付の割合】

一般被保険者……7 割
同 （義務教育就学前）……8 割
同 （70 歳以上）……8 割
同 （70 歳以上一定以上所得者）……7 割

【入院時食事療養費】

入院時の食事の費用について、食事療養標準負担額を除く金額を支給する。

●被保険者の負担額

区分				標準負担額
70 歳未満	住民税課税世帯		指定難病患者等以外の人	550 円／食
			指定難病患者等	330 円／食
	住民税非課税世帯		過去 12 か月の入院日数が 90 日以下	270 円／食
			過去 12 か月の入院日数が 90 日超	220 円／食
70 歳以上	一般及び現役並み所得者		指定難病患者等以外の人	550 円／食
			指定難病患者等	330 円／食
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	過去 12 か月の入院日数が 90 日以下	270 円／食
			過去 12 か月の入院日数が 90 日超	220 円／食
		低所得Ⅰ		130 円／食

※住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで標準負担額が減額される

※令和 8 年 6 月改定

【入院時生活療養費】

療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養(食事療養並びに温度、照明及び給水)に要した費用について、生活療養標準負担額を除く金額を支給する。

【保険外併用療養費】

評価療養(高度の医療技術を用いた療養等で、将来保険給付の対象とすべきかの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めたもの)及び選定療養(特別療養環境室の利用など、患者が追加費用を負担して受けることができる保険適用外の追加的サービスのうち厚生労働大臣が定めたもの)を保険適用内の療養と併せて受けた場合に、当該保険適用内の療養について、一部負担金を除いた額を支給(現物給付)する(原則は保険適用外の療養と保険適用内の療養の混合診療についてはその療養全体が保険適用外となる)。

【訪問看護療養費】

居宅において継続して療養を受ける状態にある者が、指定訪問看護事業者の指定訪問看護を受けた場合に、一部負担金等を除いた額を支給する。

【療養費】

緊急その他やむを得ない理由により、マイナ保険証または資格確認書を提示せずに治療を受けた場合や医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入した場合等は、一部負担金を除いた額を支給する。

【海外療養費】

やむを得ない理由等により、海外で治療を受け医療費を支払ったときは、日本国内で保険診療として認められている治療や薬剤の国内相当額と実費額を比較し、金額が低いものから一部負担金相当額を除いた額を支給する。

【移送費】

病気やけがにより、緊急その他やむを得ない理由で、医師の指示により他の医療機関へ移送された場合などにかかった費用の一部について支給する。

【特別療養費】

保険料の滞納により医療費の自己負担割合が 10 割となった被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けた場合に、その費用のうち、保険者負担分(7 割/8 割)を申請により支給する(ただし、給付の差止めにより給付を受けられない場合がある)。

【出産育児一時金】

被保険者が出産した場合に支給する。

1件　500,000 円

【葬祭費の支給】

被保険者が死亡したときに葬祭を執り行った方に支給する。

1 件　70,000 円

【高額療養費】

被保険者が負担する 1 か月間の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給する。

●70 歳未満の方の自己負担限度額（1 か月）

適用区分	所得区分	自己負担限度額（1か月間）
ア	年間所得額が 901 万円を超える世帯	270,300 円＋（総医療費－901,000 円）×1% 【140,100 円】*1
イ	年間所得額が 600 万円超 901 万円以下の世帯	179,100 円＋（総医療費－597,000 円）×1% 【93,000 円】*1
ウ	年間所得額が 210 万円超 600 万円以下の世帯	85,800 円＋（総医療費－286,000 円）×1% 【44,400 円】*1
エ	年間所得額が 210 万円以下の世帯	61,500 円 【44,400 円】*1
オ	住民税非課税世帯	36,900 円 【24,600 円】*1

※年間所得額・・・・国保被保険者（擬制世帯主を除く）の前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額から基礎控除額（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 43 万円）を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。）の世帯全員の合計額

※住民税非課税世帯・・・・世帯主（擬制世帯主含む）と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯

*1・・・・診療月を含む過去 12 か月の間に 4 回以上高額療養費の支給を受けるときの 4 回目以降の負担限度額

※令和 8 年 8 月改定

●70 歳未満の方の自己負担限度額（年間）

適用区分	所得区分	自己負担限度額（1年間）
ア	年間所得額が 901 万円を超える世帯	1,680,000 円
イ	年間所得額が 600 万円超 901 万円以下の世帯	1,110,000 円
ウ	年間所得額が 210 万円超 600 万円以下の世帯	530,000 円

エ	年間所得額が 210 万円以下の世帯	530,000 円
オ	住民税非課税世帯	290,000 円

※年間上限額は令和 8 年 8 月より新設

●70 歳以上の方の自己負担限度額（1 か月）

所得区分			外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯単位）
３割負担	現役並み所得者	住民税課税標準額 690 万円以上	270,300 円＋ （総医療費−901,000 円）×1% 【140,100 円】*1	
		住民税課税標準額 380 万円以上 〜690 万円未満	179,100 円＋ （総医療費−597,000 円）×1% 【93,000 円】*1	
		住民税課税標準額 145 万円以上 〜380 万円未満	85,800 円＋ （総医療費−286,000 円）×1% 【44,400 円】*1	
２割負担	一般		22,000 円 【216,000 円】*2	61,500 円 【44,400 円】*1
	住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	11,000 円 【96,000 円】*2	25,700 円 【24,600 円】*1
		低所得Ⅰ	8,000 円	15,700 円

※低所得Ⅱ・・・・世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税の方

※低所得Ⅰ・・・・世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税かつ年金収入 826,500 円以下で、その他の所得がない方

*1・・・・診療月を含む過去 12 か月の間に 4 回以上高額療養費の支給を受けるときの 4 回目以降の負担限度額

*2・・・・年間上限額

※令和 8 年 8 月改定

●70 歳以上の方の自己負担限度額（年間）

所得区分			自己負担限度額（1 年間）
３割負担	現役並み所得者	住民税課税標準額 690 万円以上	1,680,000 円
		住民税課税標準額 380 万円以上 ～690 万円未満	1,110,000 円
		住民税課税標準額 145 万円以上 ～380 万円未満	530,000 円
２割負担	一般		530,000 円
	住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	290,000 円
		低所得Ⅰ	180,000 円

※年間上限額は令和 8 年 8 月より新設

【高額介護合算療養費】

医療費と介護費の両方に自己負担のある世帯に、1 年間（毎年 8 月～翌年 7 月末まで）でかかった医療費と介護費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合にその超えた額を支給する。

＜70 歳未満の方がいる世帯の自己負担限度額＞

所得区分	国保＋介護保険
年間所得額 901 万円超	212 万円
年間所得額 600 万円超 901 万円以下	141 万円
年間所得額 210 万円超 600 万円以下	67 万円
年間所得額 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

＜70 歳～74 歳の方のみの世帯の自己負担限度額＞

所得区分		国保＋介護保険
現役並み所得者	住民税課税標準額 690 万円以上	212 万円
	住民税課税標準額 380 万円以上 ～690 万円未満	141 万円
	住民税課税標準額 145 万円以上 ～380 万円未満	67 万円
一般		56 万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31 万円
	低所得Ⅰ	19 万円

2 給付状況

(1)療養諸費

【令和7年度療養諸費内訳】

区分			一般被保険者		退職被保険者等		合計	
			件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)
療養諸費	療養の給付	診療費	903,568	25,742,883,039	0	0	903,568	25,742,883,039
		調剤	531,715	5,995,474,420	0	0	531,715	5,995,474,420
		(食事療養・生活療養)	(21,165)	388,314,308	0	0	(21,165)	388,314,308
		訪問看護	8,948	831,679,080	0	0	8,948	831,679,080
		計	1,444,231	32,958,350,847	0	0	1,444,231	32,958,350,847
	療養費等	診療費	2,385	48,008,121	0	0	2,385	48,008,121
		補装具	678	28,721,835	0	0	678	28,721,835
		柔道整復師	27,897	223,156,837	0	0	27,897	223,156,837
		アンマ・マッサージ	2,134	82,878,050	0	0	2,134	82,878,050
		ハリ・キュウ	2,545	38,159,060	0	0	2,545	38,159,060
		その他	0	0	0	0	0	0
		食事療養・生活療養	2		0		2	
		移送費	0	0	0	0	0	0
		計	35,641	420,923,903	0	0	35,641	420,923,903
合計			1,479,872	33,379,274,750	0	0	1,479,872	33,379,274,750

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【令和7年度診療費内訳】

事業年報平均被保険者数(令和7年度)　一般　80,662 人
退職　0 人
合計　80,662 人

区分		件数(件)	日数(日)	費用額(円)	1件当たり費用額(件)	1人当たり費用額(円)	受診率(%)
入院	一般	15,302	214,235	10,918,791,604	713,553	135,365	18.97
	退職	0	0	0			
	計	15,302	214,235	10,918,791,604	713,553	135,365	18.97
入院外	一般	709,368	1,076,162	12,469,702,375	17,579	154,592	879.43
	退職	0	0	0			
	計	709,368	1,076,162	12,469,702,375	17,579	154,592	879.43
歯科	一般	178,898	282,377	2,354,389,060	13,161	29,188	221.79
	退職	0	0	0			
	計	178,898	282,377	2,354,389,060	13,161	29,188	221.79
合計		903,568	1,572,774	25,742,883,039	28,490	319,145	1120.19

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

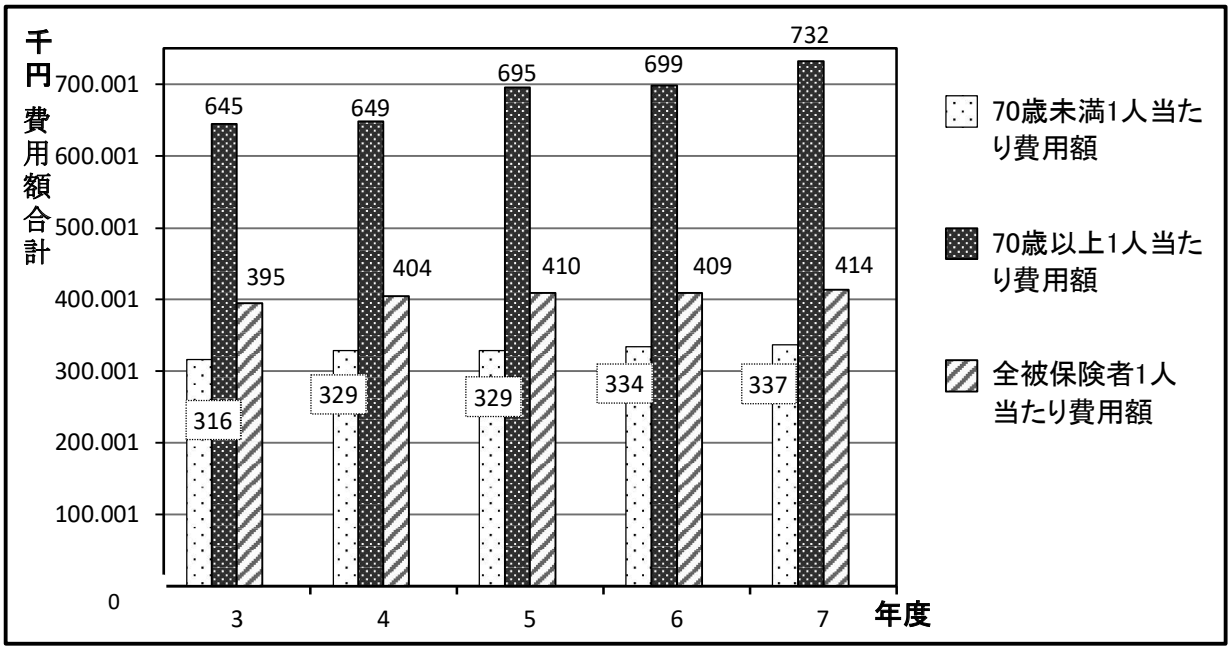
【年度別療養諸費】

事業年報平均被保険者数（令和7年度）　一般　80,662 人
退職　0 人
合計　80,662 人

年度	区分	件数（件）	費用額（円）	1件当たり費用額（円）	1人当たり費用額（円）	受診率（%）
3	一般被保険者	1,640,599	36,680,413,235	22,358	394,719	1,765.45
	70歳以上再掲	604,517	14,283,613,033	23,628	645,354	2,731.29
	退職被保険者等	0	△4,000			
	合計	1,640,599	36,680,409,235	22,358	394,719	1,765.45
4	一般被保険者	1,630,008	36,125,287,125	22,163	404,072	1,823.21
	70歳以上再掲	586,222	13,634,753,077	23,259	648,872	2,789.81
	退職被保険者等	△8	△44,790			
	合計	1,630,000	36,125,242,335	22,163	404,072	1,823.21
5	一般被保険者	1,607,547	35,454,399,297	22,055	409,660	1,857.45
	70歳以上再掲	544,440	13,235,323,555	24,310	695,279	2,860.05
	退職被保険者等	△27	△17,280			
	合計	1,607,520	35,454,382,017	22,055	409,659	1,857.42
6	一般被保険者	1,546,581	34,063,622,312	22,025	409,497	1,859.23
	70歳以上再掲	497,510	12,020,627,285	24,162	698,914	2,892.67
	退職被保険者等	0	0			
	合計	1,546,581	34,063,622,312	22,025	409,497	1,859.23
7	一般被保険者	1,479,872	33,379,274,750	22,556	413,817	1,834.66
	70歳以上再掲	456,983	11,465,449,067	25,089	732,429	2,919.27
	退職被保険者等	0	0			
	合計	1,479,872	33,379,274,750	22,556	413,817	1,834.66

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

【年齢別1人当たり費用額年度別推移】



※70歳未満には退職被保険者等を含む

【年度別療養給付費】

年度	区分	件数（件）	費用額（円）	保険者負担額（円）	一部負担金（円）	他法負担分（円）
3	一般	1,595,564	36,193,439,692	26,560,794,606	8,474,074,690	1,158,570,396
	退職	0	△4,000	△2,800	△1,200	0
	合計	1,595,564	36,193,435,692	26,560,791,806	8,474,073,490	1,158,570,396
4	一般	1,588,158	35,667,216,872	26,154,618,024	8,296,779,997	1,215,818,851
	退職	△8	△44,790	△31,353	△13,437	0
	合計	1,588,150	35,667,172,082	26,154,586,671	8,296,766,560	1,215,818,851
5	一般	1,566,933	35,011,210,895	25,663,917,251	8,128,763,999	1,218,529,645
	退職	△27	△17,280	△12,096	△5,184	0
	合計	1,566,906	35,011,193,615	25,663,905,155	8,128,758,815	1,218,529,645
6	一般	1,507,590	33,590,952,668	24,553,828,965	7,913,182,320	1,123,941,383
	退職	0	0	0	0	0
	合計	1,507,590	33,590,952,668	24,553,828,965	7,913,182,320	1,123,941,383
7	一般	1,444,231	32,958,350,847	24,046,567,675	7,212,653,468	1,699,129,704
	退職	0	0	0	0	0
	合計	1,444,231	32,958,350,847	24,046,567,675	7,212,653,468	1,699,129,704

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

【年度別療養費】

年度	区分	件数（件）	費用額（円）	保険者負担額（円）	一部負担金（円）	他法負担分（円）
3	一般	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
4	一般	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
5	一般	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0
6	一般	38,985	472,669,644	343,895,460	128,774,184	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	38,985	472,669,644	343,895,460	128,774,184	0
7	一般	35,639	420,923,903	306,136,089	114,787,814	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	35,639	420,923,903	306,136,089	114,787,814	0

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）移送費は除く

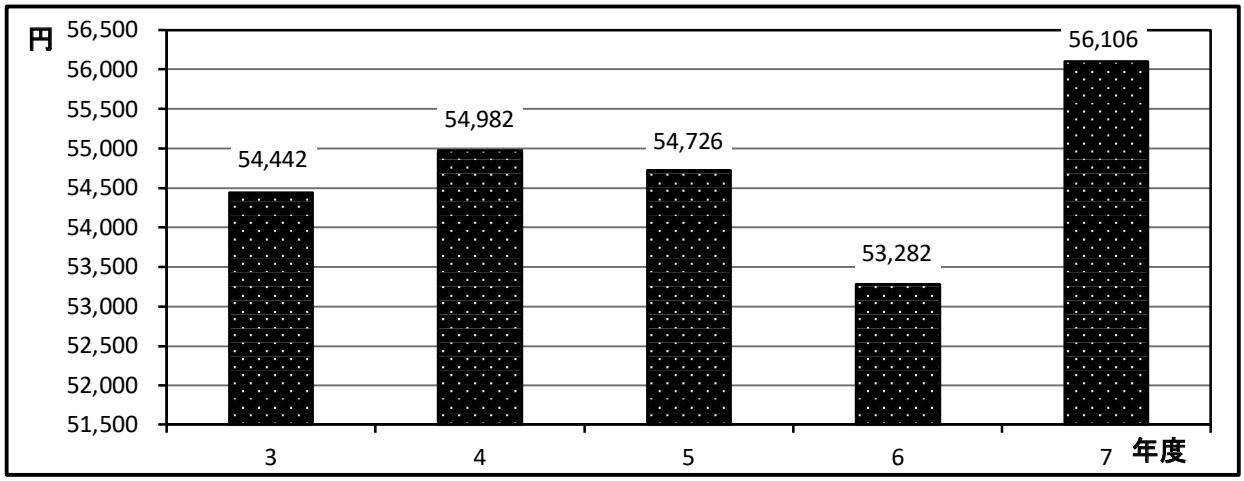
(2) 高額療養費

【年度別高額療養費】

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
3	72,774	3,961,971,294	0	0	72,774	3,961,971,294
4	68,841	3,785,048,214	0	△210	68,841	3,785,048,004
5	69,279	3,791,355,024	0	0	69,279	3,791,355,024
6	69,678	3,712,601,538	0	0	69,678	3,712,601,538
7	65,624	3,681,923,381	0	0	65,624	3,681,923,381

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【高額療養費1件当たり支給額年度別推移】



【令和7年度高額療養費内訳】

区分		一般被保険者		退職被保険者等		合計	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
合算分	多数該当分	6,272	126,567,685	0	0	6,272	126,567,685
	その他	24,195	187,233,163	0	0	24,195	187,233,163
単独分	多数該当分	4,655	535,303,065	0	0	4,655	535,303,065
	長期疾病分	5,930	506,432,130	0	0	5,930	506,432,130
	入院分	9,184	1,556,839,183	0	0	9,184	1,556,839,183
	その他	10,780	386,742,563	0	0	10,780	386,742,563
他法併用分		4,608	382,805,592	0	0	4,608	382,805,592
合計		65,624	3,681,923,381	0	0	65,624	3,681,923,381

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)
※外来年間合算支給額を含む

(3) 高額介護合算療養費

【年度別高額介護合算療養費】

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
3	154	4,078,758	0	0	154	4,078,758
4	165	5,433,741	0	0	165	5,433,741
5	324	7,731,561	0	0	324	7,731,561
6	225	6,545,216	0	0	225	6,545,216
7	219	6,026,443	0	0	219	6,026,443

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

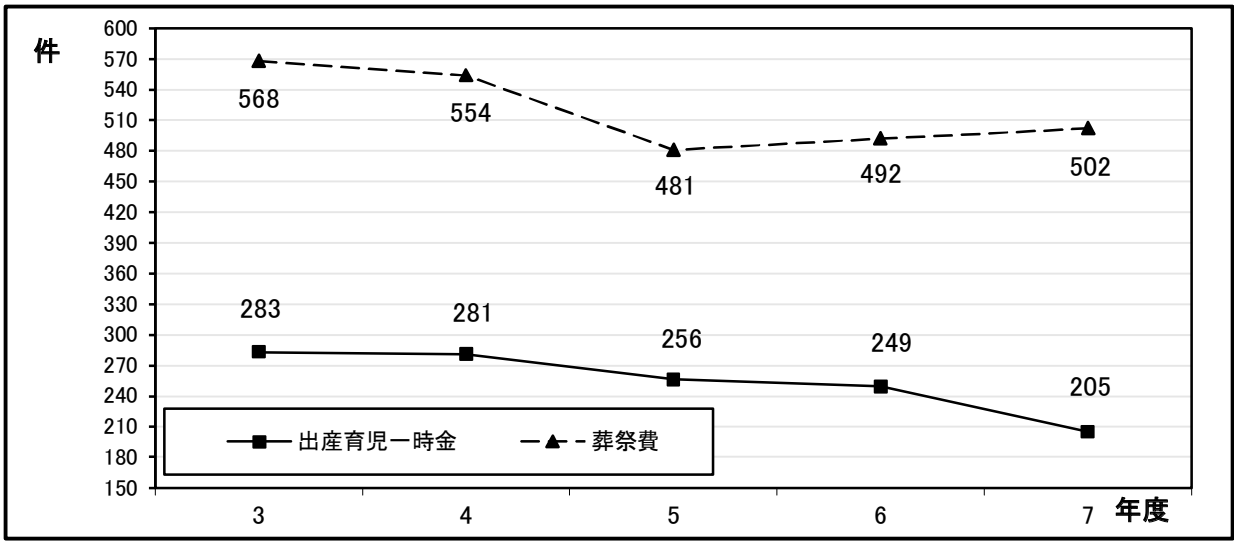
(4)出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金

【年度別出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金】

年度	出産育児一時金※		葬祭費(7万円)		結核・精神医療給付金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
3	283	118,860,000	568	39,760,000	37,623	42,194,810
4	281	118,020,000	554	38,797,500	38,861	43,520,325
5	256	124,800,000	481	33,670,000	40,826	46,321,900
6	249	124,100,000	492	34,440,000	42,174	48,049,219
7	205	102,500,000	502	35,140,000	44,013	50,030,031

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)
※令和5年3月以前の出産は42万円、令和5年4月以降の出産は50万円

【出産育児一時金・葬祭費支給件数年度別推移】



(5)不当利得・不正利得・第三者行為

不当利得・・・・　社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後保険給付があった場合は、被保険者に保険者負担分を請求する。

不正利得・・・・　偽り・その他の不正行為により保険給付を受けた者に対し、保険者はその給付の価額の全部または一部を徴収する。

第三者行為・・・　公害・交通事故等の第三者の行為により生じた負傷で保険給付を行った場合、保険者は被保険者に代わって損害賠償請求権を代位取得し、その給付の価額の限度において第三者に請求する。

【年度別不当利得返還金】

年度	区分	歳入（返納金）				歳出戻入（戻入金）			
		調定		収入		調定		収入	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
3	一般	3,955	81,533,652	1,561	12,919,663	274	3,664,400	147	1,083,034
	退職	1	2,800	1	2,800	0	0	0	0
	合計	3,956	81,536,452	1,562	12,922,463	274	3,664,400	147	1,083,034
4	一般	2,154	39,794,114	1,726	24,190,005	176	1,399,506	122	1,115,502
	退職	6	8,176	6	8,176	0	0	0	0
	合計	2,160	39,802,290	1,732	24,198,181	176	1,399,506	122	1,115,502
5	一般	4,898	37,722,511	4,458	31,740,745	329	3,730,979	181	3,068,241
	退職	27	12,096	27	12,096	0	0	0	0
	合計	4,925	37,734,607	4,485	31,752,841	329	3,730,979	181	3,068,241
6	一般	2,980	37,211,687	1,772	25,954,967	426	3,019,675	273	1,827,182
	退職	7	12,803	7	12,803	0	0	0	0
	合計	2,987	37,224,490	1,779	25,967,770	426	3,019,675	273	1,827,182
7	一般	2,219	43,331,219	1,806	37,339,475	476	6,241,336	311	5,008,398
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2,219	43,331,219	1,806	37,339,475	476	6,241,336	311	5,008,398

数値：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

【年度別不正利得徴収金】

年度	区分	調　定（円）	収　入（円）
4	一般	1,031,426	321,000
	退職	23,387	23,387
	合計	1,054,813	344,387
5	一般	0	0
	退職	0	0
	合計	0	0
6	一般	43,161	43,161
	退職	4,718	4,718
	合計	47,879	47,879
7	一般	44,512	44,512
	退職	0	0
	合計	44,512	44,512

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別第三者行為賠償金】

年度	区　分	公害分				その他			
		調　定		収　入		調　定		収　入	
		件数（件）	金　額（円）	件数（件）	金　額（円）	件数（件）	金　額（円）	件数（件）	金　額（円）
3	一　般	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
	退　職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
4	一　般	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
	退　職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
5	一　般	118	1,038,996	118	1,038,996	313	12,484,198	313	12,484,198
	退　職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	118	1,038,996	118	1,038,996	313	12,484,198	313	12,484,198
6	一　般	131	1,300,033	131	1,300,033	426	27,291,950	426	27,291,950
	退　職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	131	1,300,033	131	1,300,033	426	27,291,950	426	27,291,950
7	一　般	138	1,257,127	138	1,257,127	215	24,797,368	215	24,797,368
	退　職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	138	1,257,127	138	1,257,127	215	24,797,368	215	24,797,368

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

(6)一部負担金減免

【年度別一部負担金の減額・免除受付状況】

病院で支払う一部負担金が、災害、貧困等により支払いができなくなった場合、一定の条件に該当すれば、減額・免除される。減額・免除の措置については、最高6か月を超えて適用できない。

年度	区分	一部負担金減免状況				東日本大震災被災者に係る減免等			
		一般被保険者		退職被保険者等		一般被保険者		退職被保険者等	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
3	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
4	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
5	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	21	3,291,754	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	21	3,291,754	0	0
6	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	24	4,899,673	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	24	4,899,673	0	0
7	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	19	2,143,399	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	19	2,143,399	0	0

(7)貸付基金

【年度別高額療養費資金貸付基金貸付状況】

高額療養費が支給されるまでの間、支給見込額の9割相当分を療養資金として無利子で貸付ける制度。

年度	貸付額		返還額（繰入金含む）		基金残額（円）
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	
3	3	245,000	5	275,608	69,331,155
4	0	0	0	0	69,331,155
5	0	0	2	178,845	69,510,000
6	0	0	1	84,000	69,594,000
7	0	0	0	0	0

【年度別出産費資金貸付基金貸付状況】

出産育児一時金が支給されるまでの間、支給見込額の8割を上限として無利子で貸付ける制度。

年度	貸付額		返還額（繰入金含む）		基金残額（円）
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	
3	0	0	0	0	9,100,000
4	0	0	1	300,000	9,400,000
5	0	0	2	600,000	10,000,000
6	0	0	0	0	10,000,000
7	0	0	0	0	0

(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金

年度	件数（件）	金額（円）
4	307	10,472,791
5	21	696,714
6	0	0
7	0	0

Ⅳ 保険料

1 算出方法

【令和7年度保険料算出方法（世帯あたり）】

	基礎賦課分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	加入者全員の ※「年間所得額」× 7.71%	加入者全員の ※「年間所得額」× 2.69%	40～64歳の加入者の ※「年間所得額」× 2.25%
均等割額	1人当たり47,300円	1人当たり16,800円	1人当たり16,600円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円

※「年間所得額」＝前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。）

2 収納状況

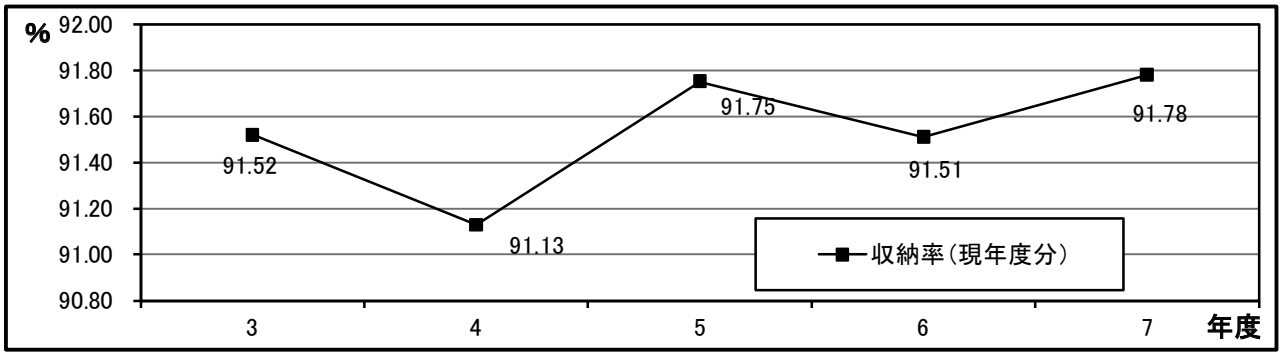
【年度別収納状況】

年度	区分	調定額 A（円）	収納額 B（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	収納率 B/A（%）
3	現年分	10,959,788,962	10,030,203,159	10,604,056	923,583,567	91.52
	滞納繰越分	2,607,147,407	617,683,460	848,603,587	1,143,000,593	23.69
	合計	13,566,936,369	10,647,886,619	859,207,643	2,066,584,160	78.48
4	現年分	11,328,064,191	10,322,700,963	26,720,699	986,799,342	91.13
	滞納繰越分	2,044,253,182	534,973,563	790,566,635	720,687,385	26.17
	合計	13,372,317,373	10,857,674,526	817,287,334	1,707,486,727	81.20
5	現年分	10,951,461,638	10,048,250,774	20,509,911	888,705,223	91.75
	滞納繰越分	1,673,030,189	535,876,553	632,524,615	505,327,361	32.03
	合計	12,624,491,827	10,584,127,327	653,034,526	1,394,032,584	83.84
6	現年分	12,061,218,826	11,037,134,458	17,320,083	1,018,238,386	91.51
	滞納繰越分	1,363,246,765	488,910,843	443,473,305	432,145,743	35.86
	合計	13,424,465,591	11,526,045,301	460,793,388	1,450,384,129	85.86
7	現年分	11,524,197,525	10,577,073,173	11,141,722	938,357,351	91.78
	滞納繰越分	1,408,912,121	496,044,144	357,055,659	557,091,143	35.21
	合計	12,933,109,646	11,073,117,317	368,197,381	1,495,448,494	85.62

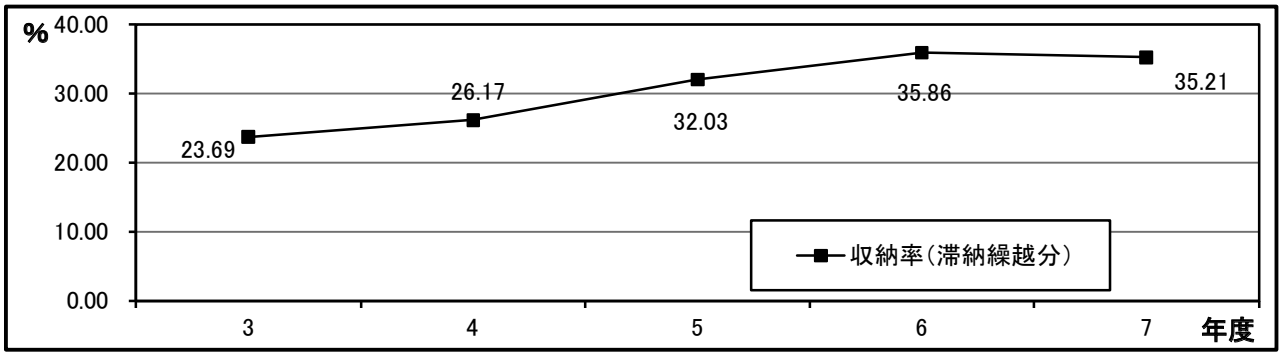
※現年分には過年度相当分を含む
※現年分・滞納繰越分ともに居所不明分を除く
※収納額は収入額から還付未済額を差引いたもの

【収納率年度別推移】

（現年度分）



（滞納繰越分）



【令和7年度一般被保険者・退職被保険者等別保険料収納状況】

(1)基礎賦課分

区分		調定額（円）	収納額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	収納率（%）
一般被保険者	現年分	7,748,216,534	7,113,793,226	7,259,557	627,158,095	91.81
	（居所不明分）	1,595,373				―
	計	7,746,621,161	7,113,793,226	7,259,557	627,158,095	91.83
	滞納繰越分	954,892,865	336,818,301	241,261,473	376,813,091	35.27
	（居所不明分）	925,344				―
	計	953,967,521	336,818,301	241,261,473	376,813,091	35.31
退職被保険者等	現年分	0	0	0	0	0.00
	（居所不明分）	0				-
	計	0	0	0	0	0.00
	滞納繰越分	12,186	12,186	0	0	100.00
	（居所不明分）	0				―
	計	12,186	12,186	0	0	100.00
合計	現年分	7,748,216,534	7,113,793,226	7,259,557	627,158,095	91.81
	（居所不明分）	1,595,373				―
	計	7,746,621,161	7,113,793,226	7,259,557	627,158,095	91.83
	滞納繰越分	954,905,051	336,830,487	241,261,473	376,813,091	35.27
	（居所不明分）	925,344				―
	計	953,979,707	336,830,487	241,261,473	376,813,091	35.31

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

(2)後期高齢者支援金等分

区分		調定額（円）	収納額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	収納率（%）
一般被保険者	現年分	2,764,004,861	2,540,182,550	2,525,770	221,294,467	91.90
	（居所不明分）	564,669				―
	計	2,763,440,192	2,540,182,550	2,525,770	221,294,467	91.92
	滞納繰越分	315,795,957	111,511,621	79,661,522	124,622,814	35.31
	（居所不明分）	305,811				―
	計	315,490,146	111,511,621	79,661,522	124,622,814	35.35
退職被保険者等	現年分	0	0	0	0	0.00
	（居所不明分）	0				―
	計	0	0	0	0	0.00
	滞納繰越分	3,708	3,708	0	0	100.00
	（居所不明分）	0				―
	計	3,708	3,708	0	0	100.00
合計	現年分	2,764,004,861	2,540,182,550	2,525,770	221,294,467	91.90
	（居所不明分）	564,669				―
	計	2,763,440,192	2,540,182,550	2,525,770	221,294,467	91.92
	滞納繰越分	315,799,665	111,515,329	79,661,522	124,622,814	35.31
	（居所不明分）	305,811				―
	計	315,493,854	111,515,329	79,661,522	124,622,814	35.35

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

(3)介護納付金分

区分		調定額（円）	収納額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	収納率（%）
一般被保険者	現年分	1,014,358,581	923,097,397	1,356,395	89,904,789	91.00
	（居所不明分）	222,409				―
	計	1,014,136,172	923,097,397	1,356,395	89,904,789	91.02
	滞納繰越分	139,484,658	47,696,756	36,132,664	55,655,238	34.19
	（居所不明分）	47,670				―
	計	139,436,988	47,696,756	36,132,664	55,655,238	34.21
退職被保険者等	現年分	0	0	0	0	0.00
	（居所不明分）	0				―
	計	0	0	0	0	0.00
	滞納繰越分	1,572	1,572	0	0	100.00
	（居所不明分）	0				―
	計	1,572	1,572	0	0	100.00
合計	現年分	1,014,358,581	923,097,397	1,356,395	89,904,789	91.00
	（居所不明分）	222,409				―
	計	1,014,136,172	923,097,397	1,356,395	89,904,789	91.02
	滞納繰越分	139,486,230	47,698,328	36,132,664	55,655,238	34.20
	（居所不明分）	47,670				―
	計	139,438,560	47,698,328	36,132,664	55,655,238	34.21

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

【令和7年度保険料納入方法別収納状況】

〈現年分〉

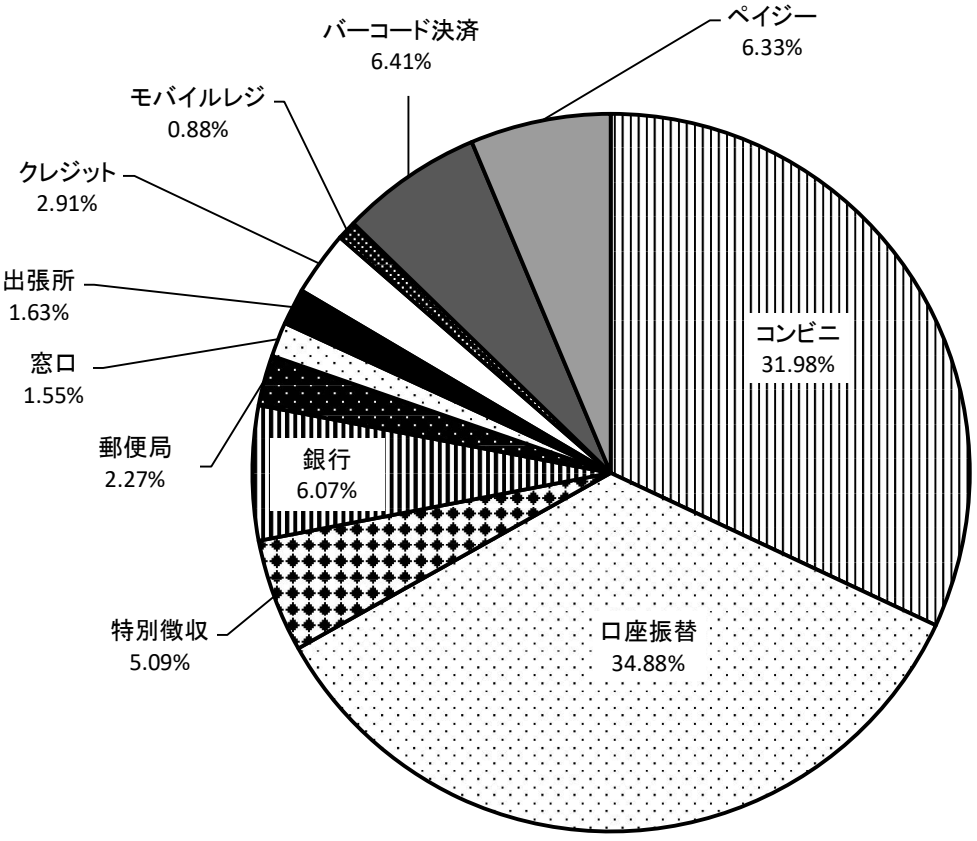
納付機関	件数(件)	金　額　(　円　)	構成比(%)
銀　行	15,435	596,378,092	5.7
郵便局	17,221	244,762,720	2.3
窓　口	11,140	137,699,111	1.3
出張所	11,428	160,888,529	1.5
口座振替	161,275	3,862,829,537	36.5
コンビニ	204,080	3,290,843,973	31.1
モバイルレジ	3,066	92,446,960	0.9
クレジット	9,250	296,422,191	2.8
バーコード決済	34,125	664,294,710	6.3
ペイジー	20,729	666,402,026	6.3
特別徴収	38,485	564,105,324	5.3
合　計	526,234	10,577,073,173	100.0

〈滞納繰越分〉

納付機関	件数(件)	金　額　(　円　)	構成比(%)
銀　行	3,069	75,551,835	15.2
郵便局	689	6,047,311	1.2
窓　口	2,489	33,971,867	6.9
出張所	1,168	19,788,742	4.0
コンビニ	19,659	250,145,217	50.4
モバイルレジ	263	4,905,215	1.0
クレジット	1,039	25,543,402	5.2
バーコード決済	3,190	45,243,082	9.1
ペイジー	1,185	34,847,473	7.0
合　計	32,751	496,044,144	100.0

※金額は、還付未済額を差引いた純収入額

【構成比(現年分・滞納繰越分金額合計)】



3 減額・免除

(1)均等割額の減額

令和6年中の総所得金額等が下記の基準以下だった世帯は、保険料の均等割額が減額される。

減額区分	世帯主及び国保加入者※の総所得金額等の合計
7割減額	43万円＊
5割減額	43万円＊+(国保加入者の数 ×30.5万円)
2割減額	43万円＊+(国保加入者の数 × 56万円)

＊ 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円＋10万円×(給与・年金所得者の数(注)－1)

(注) 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える者)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の者、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の者)をいう。

※ 国保加入者には国保から後期高齢者医療制度に移行した者も含まれる。

【均等割額の減額状況】

年度	7割減額		5割減額		2割減額		合計		一人当たり軽減額
	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	
5	31,250	1,177,834,770	11,233	312,128,629	9,154	100,948,253	51,637	1,590,911,652	30,810
6	30,549	1,250,584,933	10,519	318,491,427	8,503	101,468,061	49,571	1,670,544,421	33,700
7	29,291	1,175,649,558	9,820	290,108,209	7,986	94,019,446	47,097	1,559,777,213	33,118

(2)非自発的な失業による軽減

会社都合等により離職された方は、申請により保険料が軽減できる場合がある。

【内容と対象期間】
○内容……給与所得を30%に減額して保険料を算定
○対象期間……離職日の翌日～翌年度末

【非自発的な失業による軽減状況】

年度	世帯数	人数	軽減額
5	1,372	1,379	147,431,893
6	1,455	1,461	191,796,990
7	1,547	1,552	195,799,754

(3)未就学児の均等割の軽減

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者は、均等割額を半額に軽減する。

【未就学児均等割の減額状況】

年度	7割減額		5割減額		2割減額		なし		合計	
	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
5	704	4,642,537	251	2,921,053	223	3,920,493	1,203	26,779,348	2,381	38,263,431
6	659	4,809,926	205	2,712,777	216	4,388,616	1,113	26,775,423	2,193	38,686,742
7	571	3,963,693	237	2,905,825	162	3,420,783	1,068	25,094,947	2,038	35,385,248

(4)出産被保険者に対する免除（令和6年1月から施行）

届け出により、出産被保険者について算定した当該年度に納める保険料から、免除対象期間のうち、当該年度に属する月分を免除する。

【対象者と対象期間】
〇対象者……出産する被保険者及び令和5年11月1日以降に出産した被保険者
〇対象期間……出産（予定）日の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月

【産前産後の減免状況】

年度	7割減額		5割減額		2割減額		なし		合計	
	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
5	19	70,112	7	35,553	11	203,362	70	3,119,119	107	3,428,146
6	65	379,246	10	91,049	26	528,335	198	12,775,199	299	13,773,829
7	54	279,097	20	205,295	11	255,260	185	9,829,254	270	10,568,906

(5)条例による減免

災害等により生活が著しく困難となり、保険料の納付が困難となった場合、一定の条件に該当すれば、一定期間保険料が減額・免除される

【年度別減免受付状況】

年度	減免事由										合計	
	収入減少（失業・倒産）		生活困窮（病気・ケガ）		その他（刑法犯等）		東日本大震災		新型コロナウイルス感染症			
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
3	0	0	0	0	21	1,025,169	18	1,052,358	1,151	222,741,746	1,190	224,819,273
4	0	0	0	0	20	1,418,955	18	1,539,272	322	59,645,335	360	62,603,562
5	6	291,399	0	0	11	386,087	19	768,683	5	229,176	41	1,446,169
6	4	362,635	0	0	12	490,958	12	1,071,581	−	−	28	1,925,174
7	0	0	3	97,598	16	789,535	10	650,820	−	−	29	1,537,953

Ⅴ 保健事業

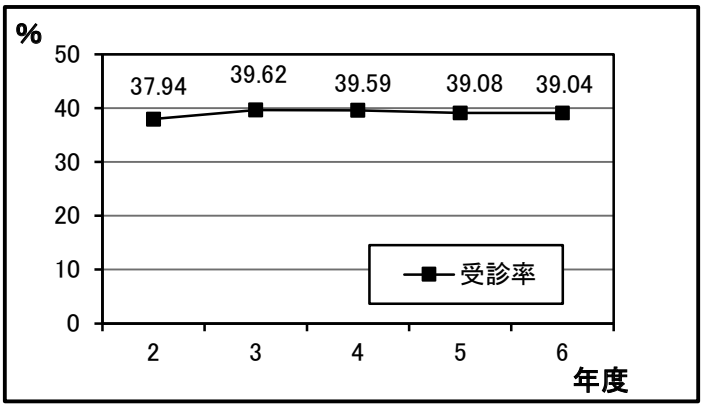
1 特定健康診査・特定保健指導

平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられた。被保険者の健康の保持・増進を図るため実施している。なお、特定健康診査と特定保健指導は、法定報告の関係上、最新年度は令和6年度となる。

【特定健康診査】

①6年度実施期間:6月21日～2月20日
②受診状況年度別推移

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
2	61,731	23,420	37.94
3	59,194	23,455	39.62
4	55,380	21,927	39.59
5	52,630	20,568	39.08
6	49,955	19,504	39.04

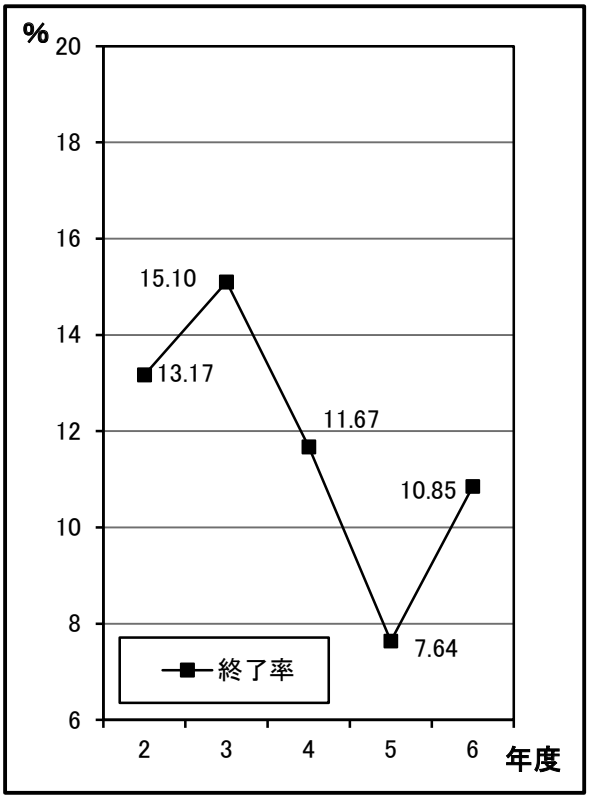


※対象者数、受診者数いずれも法定報告数値

【特定保健指導】

①6年度実施期間:令和6年10月～令和8年2月
②利用状況年度別推移

年度	区分	対象者数（人）	終了者数（人）	終了率（%）
2	動機付け支援	1,889	300	15.88
	積極的支援	708	42	5.93
	計	2,597	342	13.17
3	動機付け支援	1,845	321	17.40
	積極的支援	645	55	8.53
	計	2,490	376	15.10
4	動機付け支援	1,727	237	13.72
	積極的支援	613	36	5.87
	計	2,340	273	11.67
5	動機付け支援	1,572	137	8.72
	積極的支援	587	28	4.77
	計	2,159	165	7.64
6	動機付け支援	1,552	197	12.69
	積極的支援	595	36	6.05
	計	2,147	233	10.85



※対象者数、終了者数いずれも法定報告数値
※法定報告は毎年10月が報告期限となるため、報告期限後の10月以降の終了者は、翌年度の報告に含まれる。

2 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深めるため、対象診療月において医療機関等を受診した者がいる全世帯へ通知書を送付した。

【年度別発送状況】

年　　度	3	4	5	6	7
発　送　月	4年2月	5年2月	6年2月	7年2月	8年2月
対象診療月	2年11月～ 3年10月	3年11月～ 4年10月	4年11月～ 5年10月	5年11月～ 6年10月	6年11月～ 7年10月
件　数（件）	54,933	53,575	52,411	50,709	49,575

3 ジェネリック医薬品利用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進により、医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用促進勧奨通知を送付している。28年度から通知業務を委託化し、7年度は年11回の送付を行った。

【年度別発送状況】

年　　度	3	4	5	6	7
発　送　月	3年5月～ 4年3月	4年5月～ 5年3月	5年5月～ 6年3月	6年5月～ 7年3月	7年5月～ 8年3月
対象処方月	3年2月～ 3年12月	4年2月～ 4年12月	5年2月～ 5年12月	6年2月～ 6年12月	7年2月～ 7年12月
件　数（件）	26,800	33,442	32,383	23,886	14,549
利用率（％）※	75.6	77.5	81.0	86.0	87.3

※ 年度末時点の数量ベース

4 重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業

直近6か月のレセプトデータより、重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者に該当する支援対象者計100名に参加勧奨を行い、同意が得られた方に訪問指導を実施した。

【年度別指導実績(重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業)】

年　　度	3	4	5	6	7
対象者（人）	129	100	100	100	100
初回指導実績（人）	20	26	17	15	14
実施率（％）	15.50	26.00	17.00	15.00	14.00

5 糖尿病重症化予防事業

糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病重症化のリスクの高い方に対して、医療機関への受診勧奨および保健指導を行った。

(1)医療機関への受診勧奨

前年度の特定健診結果で受診勧奨値を超えている糖尿病未治療の方へ、医療機関受診を促す電話勧奨を実施した。(令和2年度から開始)

【年度別勧奨実績(受診勧奨)】

年　　度	3	4	5	6	7
対 象 者 (人)	62	54	23	38	46
初回勧奨実績(人)	37	31	16	23	21
実 施 率 (%)	59.68	57.41	69.57	60.53	45.65

(2)保健指導

医療機関からの推薦・前年度特定健診結果・レセプトデータを基に対象者を抽出し、管理栄養士等による糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた約6か月間の保健指導を実施した。

【年度別指導実績(保健指導)】

年　　度	3	4	5	6	7
対 象 者 (人)	200	200	200	200	200
初回指導実績(人)	8	12	16	16	10
実 施 率 (%)	4.00	6.00	8.00	8.00	5.00

6 人間ドック受診費助成

人間ドックを受診した被保険者に対し、受診費用助成(上限:8，000円)を行った。(令和元年度から開始)

【年度別助成実績】

年　　度	3	4	5	6	7
助 成 件 数 (件)	513	623	772	847	902
助 成 額 (円)	4,104,000	4,983,000	6,176,000	6,775,920	7,210,220

Ⅵ 財政

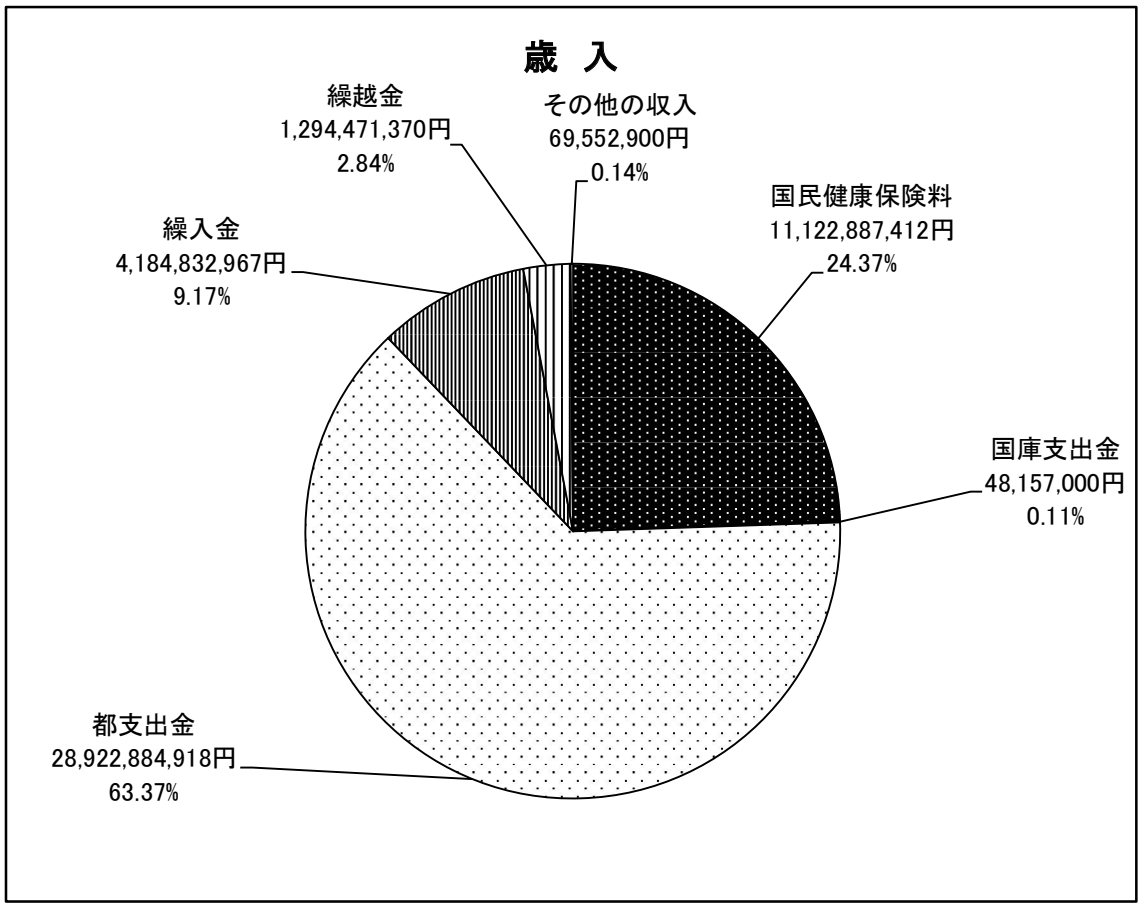
1 令和7年度国保会計決算状況

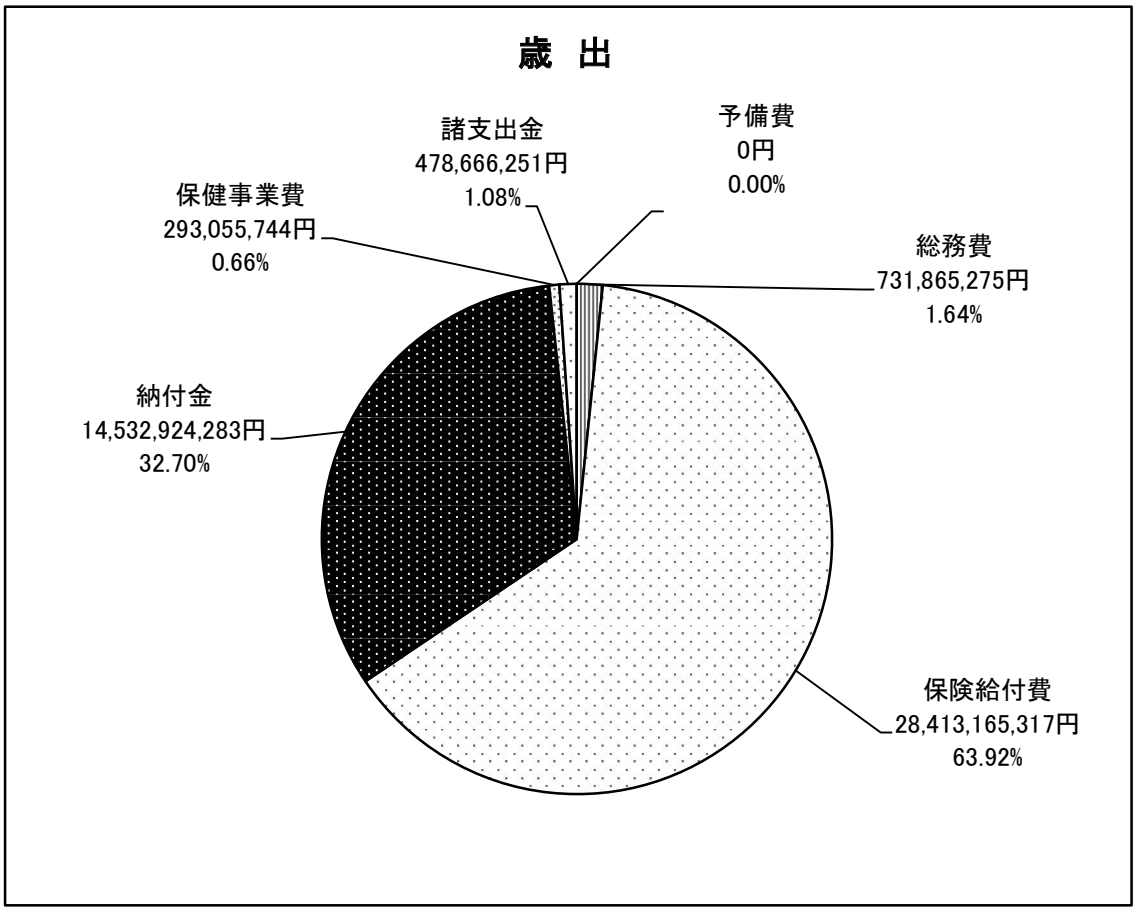
（1）歳　入　　（単位:円，%）

科目			予算現額 A	収入済額 B	対予算増減額(B－A)	構成比
保険料	医療給付費分	現年分	6,958,593,000	7,155,546,393	196,953,393	15.68
		滞納繰越分	308,114,000	338,322,529	30,208,529	0.74
	後期高齢者支援金等分	現年分	2,481,737,000	2,544,570,169	62,833,169	5.58
		滞納繰越分	101,899,000	111,732,161	9,833,161	0.24
	介護納付金分	現年分	907,260,000	924,898,845	17,638,845	2.03
		滞納繰越分	44,996,000	47,817,315	2,821,315	0.10
	計		10,802,599,000	11,122,887,412	320,288,412	24.37
国庫支出金			48,158,000	48,157,000	△ 1,000	0.11
都支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)		29,940,770,000	28,542,371,918	△ 1,398,398,082	62.54
	保険給付費等交付金(特別交付金)		243,322,000	380,513,000	137,191,000	0.83
	財政安定化基金交付金		1,000	0	△ 1,000	0.00
	計		30,184,093,000	28,922,884,918	△ 1,261,208,082	63.37
繰入金			4,184,835,000	4,184,832,967	△ 2,033	9.17
繰越金			1,294,471,000	1,294,471,370	370	2.84
その他の収入			87,843,000	69,552,900	△ 18,290,100	0.14
特別区債			1,000	0	△ 1,000	0.00
合計			46,602,000,000	45,642,786,567	△ 959,213,433	100.00

（2）歳　出　　（単位:円，%）

科目			予算現額 A	支出済額 B	不用額（A－B）	構成比
総務費			848,280,000	731,865,275	116,414,725	1.64
保険給付費	療養諸費	療養給付費	25,371,476,000	24,105,906,338	1,265,569,662	54.23
		療養費	336,970,000	306,791,127	30,178,873	0.69
		審査支払手数料	125,708,000	113,738,693	11,969,307	0.26
		小計	25,834,154,000	24,526,436,158	1,307,717,842	55.18
	高額療養費		4,097,251,000	3,690,633,100	406,617,900	8.30
	高額介護合算療養費		7,500,000	6,026,443	1,473,557	0.01
	移送費		1,000,000	0	1,000,000	0.00
	出産育児諸費		130,550,000	104,890,891	25,659,109	0.24
	葬祭費		37,310,000	35,140,000	2,170,000	0.08
	結核・精神医療給付金		52,380,000	50,038,725	2,341,275	0.11
	傷病手当金		680,000	0	680,000	0.00
	計		30,160,825,000	28,413,165,317	1,747,659,683	63.92
納付金	医療給付費分		9,956,583,000	9,956,582,391	609	22.40
	後期高齢者支援金等分		3,364,337,000	3,364,336,058	942	7.57
	介護納付金分		1,212,006,000	1,212,005,834	166	2.73
	計		14,532,926,000	14,532,924,283	1,717	32.70
財政安定化基金拠出金			1,000	0	1,000	0.00
共同事業拠出金					0	0.00
保健事業費			381,256,000	293,055,744	88,200,256	0.66
公債費			1,000	0	1,000	0.00
予備費			200,000,000	0	200,000,000	0.00
諸支出金			478,711,000	478,666,251	44,749	1.08
合計			46,602,000,000	44,449,676,870	2,152,323,130	100.00


歳　入
繰越金
1,294,471,370円
2.84%
その他の収入
69,552,900円
0.14%
国民健康保険料
11,122,887,412円
24.37%
繰入金
4,184,832,967円
9.17%
国庫支出金
48,157,000円
0.11%
都支出金
28,922,884,918円
63.37%


歳　出
諸支出金
478,666,251円
1.08%
予備費
0円
0.00%
保健事業費
293,055,744円
0.66%
総務費
731,865,275円
1.64%
納付金
14,532,924,283円
32.70%
保険給付費
28,413,165,317円
63.92%

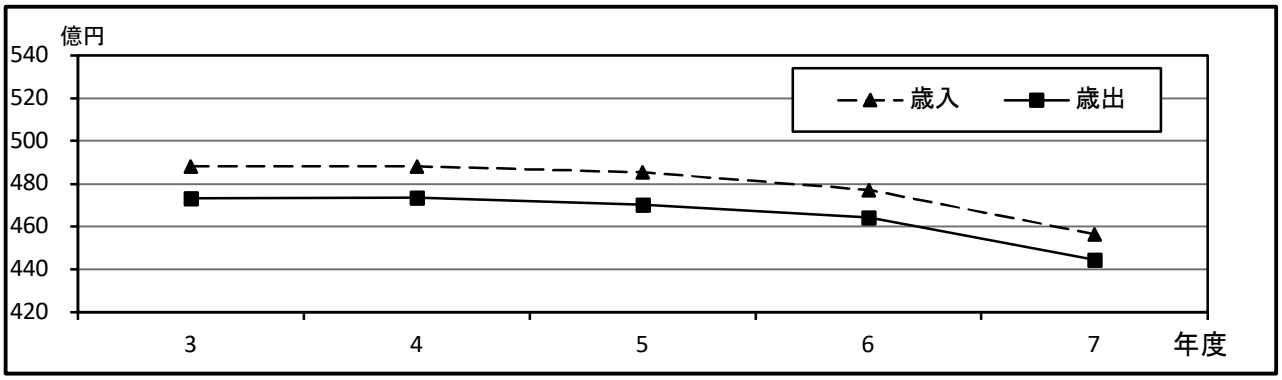
2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移

(1)歳入　　下段は歳入に占める割合(%)を表す。

科目(円) ＼ 年度	3	4	5	6	7
保険料	10,681,505,770 (21.88)	10,892,674,170 (22.32)	10,621,866,397 (21.89)	11,568,880,917 (24.24)	11,122,887,412 (24.37)
国庫支出金	138,394,000 (0.28)	1,917,000 (0.00)	2,466,000 (0.01)	30,338,000 (0.06)	48,157,000 (0.11)
療養給付費交付金					
都支出金	31,996,739,204 (65.55)	31,268,701,009 (64.06)	30,669,974,675 (63.21)	29,572,465,164 (61.97)	28,922,884,918 (63.37)
繰入金	4,018,028,495 (8.23)	5,029,452,319 (10.30)	5,716,582,092 (11.78)	4,987,681,820 (10.45)	4,184,832,967 (9.17)
その他収入	1,986,019,509 (4.07)	1,618,162,387 (3.32)	1,512,250,030 (3.11)	1,560,793,978 (3.28)	1,364,024,270 (2.98)
合計	48,820,686,978	48,810,906,885	48,523,139,194	47,720,159,879	45,642,786,567

(2)歳出　　下段は歳出に占める割合(%)を表す。

科目(円) ＼ 年度	3	4	5	6	7
総務費	645,094,045 (1.36)	614,790,248 (1.30)	664,238,168 (1.41)	670,688,452 (1.45)	731,865,275 (1.64)
保険給付費	31,324,700,122 (66.22)	30,662,260,605 (64.76)	30,155,151,898 (64.13)	29,008,308,313 (62.48)	28,413,165,317 (63.92)
国民健康保険事業費納付金	14,463,737,946 (30.57)	14,993,730,422 (31.67)	15,460,878,070 (32.88)	15,998,536,317 (34.46)	14,532,924,283 (32.70)
共同事業拠出金	752 (0.00)	794 (0.00)	1,248 (0.00)	0 (0.00)	
保健事業費	357,738,924 (0.76)	343,650,439 (0.72)	324,294,859 (0.69)	305,963,602 (0.66)	293,055,744 (0.66)
諸支出金	516,180,049 (1.09)	734,567,039 (1.55)	418,594,306 (0.89)	442,191,825 (0.95)	478,666,251 (1.08)
合計	47,307,451,838	47,348,999,547	47,023,158,549	46,425,688,509	44,449,676,870



Ⅶ 趣旨普及

1 小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保　令和 7 年度版」の発行（75,000 部）
令和 7 年 4 月　被保険者世帯へ送付。医療保険課及び出張所の窓口で配布。

2 「国保だより」の発行（215,000 部）
4 月は小冊子に同封、6 月は保険料納入通知書に同封、10 月は単独送付。
医療保険課及び出張所の窓口で配布。

207 号	R7. 4. 1 （73,000 部）	・職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを！！ ・令和 7 年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は 6 月中旬にお送りします ・所得の申告をお願いします ・保険料の負担軽減 ・ショートメッセージ機能を使った催告を始めます ・保険料の納付方法 ・口座振替キャンペーンのお知らせ ・人間ドック受診費用を助成 ・国保をささえる保険料
208 号	R7. 6. 1 （73,000 部）	・令和 7 年度の国民健康保険料をお知らせします ・納入通知書の見かた ・いろいろあります　保険料（普通徴収分）の納付方法 ・旧被扶養者の方への軽減 ・一斉更新に伴い、7 月上旬に資格確認書・資格情報のお知らせを発送 ・限度額適用認定証等の更新について ・特定健康診査　令和 7 年 6 月 21 日（土）から開始
209 号	R7.10.1 （69,000 部）	・「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナンバーカードで受診してください ・特別徴収（公的年金からのお支払い）について ・便利な口座振替をご利用ください ・年末調整・確定申告用　国民健康保険料納付確認書の発行に電子申請がご利用いただけます ・人間ドック受診費用を助成 ・特定健康診査の受診は令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

3 「こうとう区報」に随時、国保事業に関する内容を PR

4 月	・国民健康保険料を改定　保険料納入通知書は 6 月中旬に発送 ・国民健康保険の届け出　就職・退職したときは忘れずに ・国民健康保険　人間ドック受診費の一部を助成 ・国民健康保険料　口座振替キャンペーン ・国民健康保険の一部負担金等を順次見直し
5 月	掲載なし
6 月	・国民健康保険加入の方へ　ジェネリック医薬品利用のご検討を　差額通知を送付します ・令和7年度国民健康保険料が決定～保険料額のお知らせを 6 月 13 日（金）に発送～ ・健診結果により特定保健指導をご案内 ・7月上旬に国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを発送 高齢受給者証の発行は終了しました

7 月	・SMSによる納付案内を開始 ・国民健康保険料　納付をお忘れなく ・国民健康保険料の減免
8 月	・区の職員になりすます電話に注意
9 月	掲載なし
10 月	掲載なし
11 月	・国民健康保険　人間ドック受診費の一部助成 ・国民健康保険料　納め忘れにご注意ください
12 月	・国保保険料の口座振替済通知・国保医療費通知を送付 ・国保保険料　納付確認書の発行は便利な電子申請で ・国民健康保険加入の方へ　ジェネリック医薬品利用のご検討を　差額通知を送付します ・整骨院・接骨院にかかるとき　医療保険適用に正しい理解を
1 月	・国民健康保険の届け出（喪失の手続き）と税申告を忘れずに
2 月	・国民健康保険　医療費等通知を送付 ・引越しするときは届け出を
3 月	・交通事故等が原因で健康保険を使用する場合は届け出を ・国民健康保険運営協議会　傍聴できます ・国民健康保険料の納め忘れはありませんか？ ・国民健康保険加入・脱退などの手続きは電子申請で

国民健康保険事業のあゆみ

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
昭和33年12月	・新国民健康保険法公布		
昭和34年10月	・特別区国民健康保険事業調整条例制定		
11月	●江東区国民健康保険条例・同施行規則及び同運営協議会規則制定		
12月	●江東区国民健康保険事業開始(職員数55名) 加入世帯　26,269世帯、被保険者数　90,924人 給付率　　世帯主7割　　世帯員5割	助産費 1,500円 葬祭費 2,500円	均等割 600円 所得割 95/100 限度額 50,000円
昭和35年3月	●国保だより発行開始		
昭和35年6月	●歯の衛生週間開始		
7月	●無料健康相談開始		
昭和37年12月	・助産費支給額を改定	助産費 2,000円	
昭和38年3月	・結核予防法34条、35条及び精神衛生法29条適用医療を10割給付		
昭和38年4月	・地方税法の改正に伴い均等割額を38年度に限り引き下げ		均等割 500円
10月	・保険料督促手数料廃止		
12月	・低所得者に対する保険料の減額措置実施 (38年度分保険料から適用)		
昭和39年4月	・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 3,000円 葬祭費 3,000円	均等割 600円
昭和40年1月	・世帯員の給付率を5割から7割に引き上げ		
3月	・保険料の減額措置金額の引き上げ		
10月	・保険料の減額措置の対象世帯の範囲拡大 (40年度分保険料から適用)		
昭和41年4月	・保険料所得割額の基礎となる額を区民税額から住民税額(特別区民税＋都民税)に改正		
10月	・保険料所得割額を改定		所得割 112/100
昭和42年1月	・第三者行為による被害の世帯主届出義務		
昭和42年4月	・日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用 ・地方税法改正に伴い、保険料算定の退職手当等にかかる住民税額を除外 ・保険料の責任収納率を設定前3ヵ年の平均値 (現年分・滞繰分) ・保険料減額措置の対象世帯の範囲の拡大 ・保険料延滞金に関する規定の改正		
昭和43年4月	・減額措置対象世帯の所得割計算にあたり退職手当等を除外 ・育児手当金を新設　2,000円		
昭和44年4月	●国保指定保養施設開始 ●国保モニター設置(45.3.31まで)		
7月	●国保海の家開設(三浦海岸1ヶ所)		
8月	・保険料減額措置の対象世帯の範囲拡大 ・精神衛生法32条適用医療を10割給付		
9月	・助産費支給額を改定	助産費 10,000円	
10月	・都の老人医療費支給制度マル福の実施70歳以上無料		
昭和45年4月	・葬祭費支給額を改定	葬祭費 5,000円	
7月	・譲渡所得に関する保険料の特例 (45年度分保険料から適用)		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
昭和48年1月	・外国人に国保適用 ・国の老人医療費支給制度マル寿の実施、70歳以上及び65歳以上の寝たきり老人等		
昭和48年7月	・都の老人医療費支給制度マル福の対象年齢引下げ、70歳以上から65歳以上へ		
12月	・高額療養費制度を任意給付として新設	高額療養費 30,000円	
昭和49年4月	・助産費・葬祭費支給額を改定 ・保険料減免の特例を新設	助産費 20,000円 葬祭費 10,000円	
10月	・保険料限度額を改定		限度額 80,000円
昭和50年10月	・高額療養費の法定化		
昭和51年4月	・保険料均等割、限度額を改定 ・助産費支給額を改定 ・保険料減免の特例を設定	助産費 40,000円	均等割 2,400円 限度額 120,000円
7月	●国保海の家2ヶ所に増設(三浦海岸、岩井海岸)		
8月	・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 39,000円	
昭和52年4月	●保険料の徴収方法を従来の訪問徴収から自主納付に変更		
9月	●高額療養費資金貸付基金条例制定、基金総額1,000万円(52年10月診療分より適用)		
昭和53年4月	・保険料均等割、限度額を改定 ・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 60,000円 葬祭費 20,000円	均等割 4,800円 限度額 170,000円
昭和54年10月	・助産費の併給禁止 ・保険料納入に口座振替制度を導入		
昭和55年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・助産費・葬祭費支給額を改定 ・低所得層に対する保険料の軽減の引き上げ ・特別区一体に保険料の責任収納率を設定(現年分91%、滞納繰越分38%) ・保険料の賦課方式を所得対応方式から医療費対応方式に改正 ・財源不足の一部を都区財調に算入(役割分担方式)	助産費 80,000円 葬祭費 30,000円	均等割 6,000円 所得割 122/100 限度額 220,000円
昭和56年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定		均等割 8,400円 所得割 118/100
昭和57年3月	・医療費通知開始		限度額 240,000円
昭和57年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・助産費支給額を改定 ・所得割額算定を前年度住民税から当該年度住民税に改定 ・保険料に関する申告の様式を新設	助産費 100,000円	均等割 9,000円 所得割 107/100 限度額 260,000円
9月	・高額療養費自己負担限度額を改定(9月診療分より)ただし、70歳以上(寝たきり状態にある者は65歳以上)の被保険者と非課税世帯は、39,000円に据え置き	高額療養費 45,000円 (39,000円)	
昭和58年1月	・高額療養費自己負担限度額を改定(1月診療分より)	高額療養費 51,000円 (39,000円)	
2月	・老人保健法施行、国の老人医療費支給制度マル寿を廃止、国保被保険者である70歳以上及び65歳以上70歳未満で寝たきり等の状態にある者は、老人保健法の医療受給者に、また、老人保健法による医療給付に一部負担金を適用 ・都の老人医療費支給制度マル福に一部負担金を導入		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
昭和58年4月	・財源不足の1/2を都区財調に算入		
	・過料を2,000円から20,000円に引き上げ		
10月	・条例附則の減額基準に関する特別措置を58年度限りに改正		
昭和59年4月	・保険料限度額を改定		限度額 280,000円
	●高額療養費資金貸付基金条例一部改正、基金総額を1,000万円→1,500万円に増額		
7月	・保険料減額基準のみなし法人課税に関する特例を64年度まで延長、減額特別措置を59年度限りに改正		
8月	・退職者医療制度創設		
10月	・退職者医療制度新設、保険給付本人8割、扶養家族は外来7割・入院8割		
	・特定療養費制度新設		
	・高額療養費の支給範囲拡充	高額療養費 51,000円 (30,000円)	
	・長期高額疾病患者の場合自己負担額10,000円		
昭和60年4月	・保険料限度額を改定		限度額 310,000円
昭和61年4月	・保険料均等割、限度額を改定		均等割 12,000円 限度額 350,000円
	・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 130,000円 葬祭費 50,000円	
	・財源不足の5/8を都区財調に算入		
5月	・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 54,000円 (30,000円)	
	・運営協議会委員の定数に被用者保険等保険者代表を加える		
7月	●国保山の家開設(山梨県東山梨郡三富村)		
昭和62年1月	・老人保健法の一部改正、加入者按分率を段階的に引き上げ(昭和61年度80%、62年度～64年度90%、65年度から100%)		
	・老人保健法による一部負担金の引き上げ		
	・特別の事情がないのに、保険料を滞納している者に対し、被保険者資格証明書の発行及び保険給付の一時差し止めが可能になる		
昭和62年4月	・保険料限度額を改定		限度額 370,000円
	・財源不足額の6/8を都区財調に算入		
	●高額療養費資金貸付基金総額1,500万円から2,500万円に増額		
10月	●区の組織改正により、国保課は厚生部から区民部に移る		
昭和63年3月	●漢字オンラインシステムの実施、これにより被保険者証の漢字による機械打ち出しが可能となり、出張所で被保険者証発行の開始		
昭和63年4月	・保険料限度額を改定		限度額 390,000円
	・金額を切り捨てる延滞金の額を、500円未満から1,000円未満に改正		
	●国保課事務室を3階から2階に移動		
	●出張所で助産費・育児手当金・葬祭費の申請受付を開始		
	・保険料口座振替申込書の様式を23区統一実施		
6月	・国保運営の安定化を図るため、国と地方が共同で取り組む仕組みを導入		
	① 高医療費市町村における運営の安定化の推進		
	② 保険基盤安定制度の創設		
	③ 高額医療費共同事業の強化、拡充		
	④ 老健拠出金に対する国庫負担見直し		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成元年4月	・国保条例を改正し条文中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める		
	・保険料均等割、限度額を改定		均等割 14,400円 限度額 400,000円
	・保険料軽減額を改正		
	・高額療養費の自己負担限度額を改定	高額療養費 57,000円	
7月	●保険料口座振替事務のMT化	(31,800円)	
10月	●保険料収納事務のOCR化		
平成 2年4月	・保険料軽減の特例改正 ① 65歳以上の被保険者に対する保険料軽減の基準の判定にあたって、公的年金等に係わる所得から15万円を控除(平成元年4月1日から適用) ② 株式等に係わる譲渡所得等に係わる保険料軽減の判定にあたって、特例を設ける(平成2年4月1日から適用) ③ みなし法人課税を選択した場合に係わる保険料軽減の判定の特例を、平成6年まで延長する(平成元年4月1日から適用)		
	・保険料限度額を改定		限度額420,000円
	●健康センターにおける、健康度測定利用料金の一部助成事業を開始		
6月	・昭和63年度より暫定的に導入された保険基盤安定制度が国保法改正により恒久化		
平成 3年4月	●国民健康保険課組織改正		
	●国保オンラインシステム稼動開始、これにより賦課状況が資格異動と一体的に即時処理されることとなった	高額療養費 60,000円	
5月	・高額療養費の自己負担限度額を改定	(33,600円)	
平成 4年4月	・国保財政の健全化、保険料負担の平準化に資するため「国保財政安定化支援事業」として1,000億円を財政措置、これを踏まえ国庫事務費負担金のうち人件費分と助産費補助金を一般財源化し地方交付税で対応する		
	・保険料均等割、限度額を改定		均等割 16,800円 限度額 440,000円
	・老人保健法改正による一部負担金の改定、なお5－6年度は外来1,000円/月、入院700円/日、7年度からスライド移行(消費者物価指数による)		
7月	・助産費支給額を改定(平成4年4月1日から適用)	助産費 240,000円	
	●三公金共同で区内金融機関へ口座振替加入促進事業を実施		
10月	●徴収嘱託員制度を導入		
平成 5年4月	・老人保健法による一部負担金引き上げ		
	・保険料限度額を改定		限度額 460,000円
	・保険基盤安定制度のうち、国負担分が定率(1/2)から定額となる(5年度・6年度の特例措置)		
	●レセプト点検嘱託員制度導入(2名)		
	●健康センターにおけるトレーニング利用料金の一部助成事業を開始		
	●高額療養費資金貸付基金総額2,500万円から3,500万円に増額		
5月	・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 63,000円 (35,400円)	

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成 6年4月	・保険料限度額を改定		限度額 500,000円
	●区民体育施設トレーニングルーム利用料金の一部助成事業を開始		
7月	・住民税特別減税に伴い、保険料均等割、所得割額を改定(特例措置)		均等割 15,900円 所得割 133.7/100
10月	・医療保険・老人保健福祉制度の改正に伴う、国民健康保険法の一部改正		
	・助産費、育児手当を統合し、出産育児一時金を新設(請求権は2年間、平成8年度まで科目を残す)	出産育児一時金 300,000円	
	・入院時食事療養費制度新設(1日600円、減額認定制度有)		
	・移送費制度新設		
平成 7年4月	・保険料均等割、所得割額を改定		均等割 16,800円 所得割 119/100
	・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施		
	●レセプト点検嘱託員1名増員(3名)		
10月	・結核予防法・精神保健法(精神保健福祉法)の一部改正(7年7月施行)による医療負担方式を公費優先から保険優先に変更		
	・結核・精神医療給付金の創設		
	●国保ミニドック(無料健康診断・無料歯科健康診断)を医師会・歯科医師会へ委託し、事業を開始		
平成 8年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定		均等割 19,500円 所得割 155/100 限度額 520,000円
	・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施		
6月	・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 63,600円	
10月	・入院時食事療養費を改定(1日760円、減額認定制度有)	(35,400円)	
平成 9年4月	・保険料均等割、所得割額を改定		均等割 22,500円 所得割 162/100
	・葬祭費支給額を改定	葬祭費 60,000円	
	●高額療養費資金貸付基金総額3,500万円から5,000万円に増額		
9月	・老人保健法の改正による一部負担金の改定		
	・外来の薬剤にかかる一部負担金の創設		
平成10年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定		均等割 26,100円 所得割 187/100 限度額 530,000円
	・出産育児一時金・葬祭費の支給額を改定	出産育児一時金 350,000円 葬祭費 70,000円	
	・老人保健法の改正による一部負担金の改定		
	・市区町村国保の事務費負担金を一般財源化		
7月	・退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直し(市区町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の1/2を退職者医療制度において負担)		
平成11年4月	・老人保健法の改正による一部負担金の改定		
	●高額療養費資金貸付基金総額5,000万円から6,000万円に増額		
平成12年4月	・国民健康保険法の一部改正		
	・都区制度改革により「特別区国民健康保険事業調整条例」の廃止		
	・保険料所得割額を改定		所得割 194/100 (介護納付金) 均等割 7,200円 所得割 18/100 限度額 70,000円
	・介護保険制度開始に伴い、保険料に介護納付金が加わる		
	・高額医療費共同事業の開始		
	●レセプト点検嘱託員1名増員(4名)		
平成13年1月	・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 63,000円+一定額超過分の1% 上位所得者は121,800円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	
	・入院時食事療養費を改定(1日780円、減額制度有)		
	・海外療養費支給開始		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成13年4月	・老人保健法の改定による一部負担金の改定 ・保険料(基礎賦課分)均等割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ●組織改正により国保年金課に課名変更		(基礎賦課分) 均等割 27,300円 (介護納付金分) 均等割 8,100円 所得割 22/100
7月	●徴収嘱託員3名増員(24名体制)		
11月	●国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定、基金総額1,000万円		
平成14年4月	・保険料(介護納付金分)均等割額を改定		(介護納付金分) 均等割 7,800円
10月	・国民健康保険法の一部改正 ・70歳到達者に高齢受給者証(1割証・2割証)を発行 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・老人保健法の改定による一部負担金の改定	高額療養費 72,300円+一定額超過分の1% 上位所得者は139,800円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	
平成15年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・退職被保険者一部負担金の改定 ・特例療養費の廃止 ・外来薬剤一部負担金廃止 ・保険証形態を個人カードに変更 ・退職者医療制度への切り替え、社会保険庁のデータにより職権適用 ●高額療養費資金貸付基金総額6,000万円から7,000万円に増額		(基礎賦課分) 均等割 29,400円 所得割 204/100 (介護納付金分) 均等割 9,000円 所得割 29/100
平成16年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定		(基礎賦課分) 均等割 30,200円 所得割 208/100 (介護納付金分) 均等割 10,800円 所得割 37/100 限度額 80,000円
11月	●滞納整理システム本格稼動		
平成17年1月	●画像レセプト情報管理システムをモデル保険者として導入・試行開始		
3月	●3保健事業が末日をもって廃止 (指定保養施設、健康センター健康度測定利用料金助成金・トレーニング利用料金助成金、区民体育施設トレーニングルーム利用料金助成金)		
平成17年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定		(基礎賦課分) 均等割 32,100円 (介護納付金分) 均等割 12,000円 所得割 41/100
5月	●画像レセプト情報管理システム本格稼動 ●高齢者訪問指導事業開始		
6月	●保険料のコンビニ収納開始 ●保険料の1回賦課導入		
平成18年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 (住民税改正に伴う経過措置あり) ・保険料(介護納付金分)所得割額を改定 ・精神医療給付金制度の改正 ・入院時食事療養費を1日780円から1食260円に改定 ●国保山の家の契約料金を改定		(基礎賦課分) 均等割 33,300円 所得割 182/100 (介護納付金分) 所得割 36/100

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成18年10月	・国民健康保険法の一部改正 ・70歳以上の一定以上所得者の一部負担金の改定 (2割→3割) ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・老人保健法の改定による一部負担金の改定 ・療養病床入院高齢者の食費・居住費の一部負担見直し ・保険診療と保険外診療の併用給付についての再構築 ・保険財政共同安定化事業の新設(平成21年度まで) ・高額医療費共同事業の継続(平成21年度まで(4月適用)) ・出産育児一時金の受取代理(実施可能)	高額療養費 80,100円+一定額超過分の1% 上位所得者は150,000円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	
平成19年4月 平成20年3月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 (住民税フラット化に伴う激変緩和措置あり) ・保険料(介護納付金分)所得割、限度額を改定 ・保険料軽減制度に2割減額導入 ・70歳未満被保険者の入院等に係る高額療養費の現物給付化開始(限度額適用認定証交付) ・「出産育児一時金」の受取代理制度開始 ・口座振替キャンペーン実施 ・特定健康診査・特定保健指導の開始に伴い、国保ミニドックの廃止		(基礎賦課分) 均等割 35,100円 所得割 124/100 (介護納付金分) 所得割 27/100 限度額 90,000円
平成20年4月 平成21年1月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・後期高齢者医療制度開始に伴い、保険料に後期高齢者支援金が加わる (住民税フラット化に伴う激変緩和措置の継続) ・70歳以上の一部負担金の改定(1割→2割) ※ただし、国補助制度により、1年間は1割負担となる ・一部負担金の軽減(2割負担)対象の拡大 (3歳未満→義務教育就学前) ・高額介護合算療養費の創設 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・国民健康保険法の一部改正 ・滞納世帯であっても、中学生以下の子どもには6ヵ月以上の保険証交付が制度化 ・出産育児一時金支給額を改定 (産科医療補償制度創設に合わせた増額)	出産育児一時金 380,000円	(基礎賦課分) 均等割 28,800円 所得割 90/100 限度額 470,000円 (介護納付金分) 均等割 11,100円 所得割 19/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 8,100円 所得割 27/100 限度額 120,000円
平成21年4月 10月 平成22年3月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 (住民税フラット化に伴う激変緩和措置の終了) ・70歳以上の一部負担金の改定(1割→2割) ※国補助制度の継続により、平成22年3月31日まで1割負担となる ・出産育児一時金支給額を改定 ・出産育児一時金直接支払制度開始 (国の緊急少子化対策として増額改定、平成23年3月31日までの暫定措置) ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用促進勧奨通知の発送開始	出産育児一時金 420,000円	(基礎賦課分) 均等割 27,600円 所得割 68/100 (介護納付金分) 所得割 18/100 限度額 100,000円 (後期高齢者支援金等分) 均等割 9,600円 所得割 26/100

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成22年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割、限度額を改定 ・70歳以上の一部負担金の改定にともなう国補助制度の継続、平成23年3月31日まで1割負担となる ・非自発的失業者に係る保険料等の軽減措置開始		(基礎賦課分) 均等割 31,200円 所得割 80/100 限度額 500,000円 (介護納付金分) 均等割 12,000円 所得割 20/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 8,700円 所得割 23/100 限度額 130,000円
7月	・国民健康保険法の一部改正 ・滞納世帯であっても、高校生以下の子どもには6ヵ月以上の保険証交付 ●コールセンターによる電話催告の開始		
10月	●口座振替契約受付サービス開始 キャッシュカードを専用端末機に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の手続きが完了するサービス		
平成23年4月	・算定方式を住民税方式から旧ただし書き方式に変更 ※加入者の「賦課のもととなる所得金額」と人数を基に計算 ・保険料(基礎賦課分)所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定 ・所得割額の算定方式の変更による激変緩和措置 「賦課のもととなる所得金額」を減額 (平成23年度～24年度の2年間) ≪軽減内容≫ ①住民税非課税の方 賦課のもととなる所得金額からその75%を減額 ②住民税課税標準額が100万円以下で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方 賦課のもととなる所得金額が住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額 ③住民税課税標準額が100万円超で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方 賦課のもととなる所得金額が住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額 ・出産育児一時金の直接支払制度を改善、小規模施設では受取代理を制度化(引き続き42万円を支給) ・70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免		(基礎賦課分) 所得割 6.13/100 限度額 510,000円 (介護納付分) 均等割 13,200円 所得割 1.60/100 限度額 120,000円 (後期高齢者支援金等分) 所得割 1.96/100 限度額 140,000円
10月	・保険証の裏面に臓器提供意思表示記入欄を記載		
平成24年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・所得割額の算定方式の変更による激変緩和措置 (平成23年度～24年度の2年間) ・70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続 (平成25年度以降のあり方については今後検討) ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※警戒区域等以外の被災区域の被保険者は9月分まで) ・限度額適用認定証の対象が入院療養に加え外来療養にも拡大 ・国民健康保険法の一部改正 (財政基盤強化策の恒久化・財政運営の都道府県単位化の推進・都道府県調整交付金の割合の引上げ等)		(基礎賦課分) 均等割 30,000円 所得割 6.28/100 (介護納付金分) 均等割 14,100円 所得割 1.66/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 10,200円 所得割 2.23/100
7月	・住民基本台帳法改正に伴う、外国人の被保険者資格要件の変更		

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成25年4月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定 ・所得割額の算定方式の特例として、住民税非課税者に対し新たな減額措置を実施（平成25年度～26年度の2年間） （25年度）　旧ただし書き所得から、その50％を減額 （26年度）　旧ただし書き所得から、その25％を減額 ・70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続 ・口座振替受付サービスの出張所受付開始 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続		（基礎賦課分） 均等割 30,600円 所得割 6.02/100 （介護納付金分） 均等割 15,000円 所得割 1.78/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 10,800円 所得割 2.34/100
7月	●徴収嘱託員1名減員（13名体制）		
10月	●モバイルレジ納付開始 携帯電話やスマートフォンを活用して、モバイルバンキングを利用し保険料を納付できるサービス		
平成26年4月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 5割減額　33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×24万5千円以下の世帯 2割減額　33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×45万円以下の世帯 ・70歳から74歳までの方で昭和19年4月2日以降に生まれた方の窓口負担を2割負担とする （昭和19年4月1日以前に生まれた方の1割負担継続） ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※26年10月以降旧緊急時避難準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始） ●保険料のクレジットカード決済を開始 パソコンや携帯電話からクレジットカードで納付することができるサービス ●国保山の家（旅館）の契約料金を改定（民宿は据置） ●徴収嘱託員3名減員（10名体制）	（27年1月～） 高額療養費旧ただし書き所得が901万円を超える世帯は 252,600円 +一定額超過分の1% 旧ただし書き所得が600万円超901万円以下の世帯は 167,400円 +一定額超過分の1% 旧ただし書き所得が210万円超600万円以下の世帯は 80,100円 +一定額超過分の1% 旧ただし書き所得が210万円以下の世帯は57,600円 非課税世帯は35,400円	（基礎賦課分） 均等割 32,400円 所得割 6.30/100 （介護納付金分） 均等割 15,300円 所得割 1.70/100 限度額 140,000円 （後期高齢者支援金等分） 所得割 2.17/100 限度額 160,000円
7月	●国保海の家施設変更（富浦から勝浦へ、御宿は継続）		
平成27年1月	・高額療養費自己負担限度額を改定		
平成27年4月	・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定 ・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定） 5割減額　33万円＋国保加入者の数×26万円以下の世帯 2割減額　33万円＋国保加入者の数×47万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示解除準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始）		（基礎賦課分） 均等割 33,900円 所得割 6.45/100 限度額 520,000円 （介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.48/100 限度額 160,000円 （後期高齢者支援金等分） 所得割 1.98/100 限度額 170,000円
10月	・国保データベース（ＫＤＢ）システム参加		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成28年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円＋国保加入者の数×26万5千円以下の世帯 2割減額 33万円＋国保加入者の数×48万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域から転入した被保険者に所得制限) ・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定	(住民税課税世帯食事療養標準負担額) 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き1食260円 上記以外の者→1食360円	(基礎賦課分) 均等割 35,400円 所得割 6.86/100 限度額 540,000 (後期高齢者支援金等分) 所得割 2.02/100 限度額 190,000円
7月	●徴収嘱託員1名減員(9名体制)		
平成29年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円＋国保加入者の数×27万円以下の世帯 2割減額 33万円＋国保加入者の数×49万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ●国保山の家(一部旅館)の契約料金を改定 ●高齢者訪問指導事業を訪問保健指導事業とし、①重複・頻回受診者訪問指導事業②糖尿病重症化予防事業として実施	(29年8月～) 70歳以上の方の高額療養費 ・現役並み所得者 外来 57,600円 ・一般 外来 14,000円 (年間上限額144,000円) 入院・外来合算 57,600円 (多数回該当44,400円)	(基礎賦課分) 均等割 38,400円 所得割 7.47/100 (介護納付金分) 均等割 15,600円 所得割 1.54/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 11,100円 所得割 1.96/100
8月	・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定		
11月	●国保山の家の民宿1軒が末日をもって廃業		
平成30年2月	・税制改正に伴い、医療費通知(一部対象者)の発送を開始		
3月	・江東区国民健康保険第2期データヘルス計画(第3期特定健康診査等実施計画)策定		
平成30年4月	・国民健康保険制度改革により、 ①都道府県(東京都)が財政運営の責任主体に ②資格管理が都道府県単位に(事務は区市町村が行う) ③都道府県が区市町村ごとの標準保険料率を算定 ④保険給付に必要な費用を全額、都道府県が区市町村へ支払う(区市町村は都道府県へ納付金を納める) ⑤保健事業について必要な助言・支援を都道府県が区市町村へ行う ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円＋国保加入者の数×27.5万円以下の世帯 2割減額 33万円＋国保加入者の数×50万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定	(住民税課税世帯食事療養標準負担額) 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→ 引き続き 1食260円 上記以外の者→ 1食460円 (30年8月～) 70歳以上の方の高額療養費 (かっこ内は高額介護合算療養費の自己負担限度額) 住民税課税標準額690万円以上252,600円 +一定額超過分の1%(212万円)	(基礎賦課分) 均等割39,000円 所得割7.32/100 (介護納付金分) 所得割1.56/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割12,000円 所得割2.22/100

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成30年4月	・江東区国民健康保険条例施行規則を改正 普通徴収に係る保険料の納付について口座振替原則化 ・保険料収納業務データ伝送化	住民税課税標準額380万円以上～690万円未満 167,400円 +一定額超過分の1%(141万円)	
8月	・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定 ・70歳以上の方の高額介護合算療養費自己負担限度額を改定	住民税課税標準額145万円以上～380万円未満 80,100円 +一定額超過分の1%(67万円)	
11月	●徴収嘱託員1名内勤転換(9名体制のうち1名内勤)	年間所得額210万円以下 外来18,000円【年間上限額144,000円】	
平成31年1月	・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の受領委任制度取扱い開始		
2月	・医療機関を受診した被保険者全員へ医療費通知の一斉発送を開始	外来＋入院57,600円	
平成31年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円 ＋国保加入者の数× 28万円以下の世帯 2割減額 33万円 ＋国保加入者の数× 51万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ●国民健康保険人間ドックの受診費助成の開始		(基礎賦課分) 均等割 39,900円 所得割 7.25/100 限度額 610,000円 (介護納付金分) 所得割 1.68/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,300円 所得割 2.24/100
令和元年7月	●徴収嘱託員1名減員(8名体制のうち1名内勤)		
令和2年4月	・保険料(基礎賦課分)所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額33万円＋国保加入者の数×28.5万円以下の世帯 2割減額33万円＋国保加入者の数×52万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金給付の開始		(基礎賦課分) 所得割 7.14/100 限度額 630,000円 (介護納付金分) 所得割 1.98/100 限度額 170,000円 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,900円 所得割 2.29/100
6月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和元年度・令和２年度)の開始 ●LINE Pay請求書支払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「LINE Pay」の残高から保険料の納付ができるサービス		
令和3年3月	●国保指定保養施設終了		
令和3年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 7割減額 43万円＊以下の世帯 5割減額 43万円＊＋国保加入者の数×28.5万円以下の世帯 2割減額 43万円＊＋国保加入者の数×52万円以下の世帯 ＊給与・年金所得者の数が2以上の場合は、 43万円＋10万円×(給与・年金所得者の数－1)		(基礎賦課分) 均等割 38,800円 所得割 7.13/100 (介護納付金分) 均等割 17,000円 所得割 2.37/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 13,200円 所得割 2.41/100

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和3年4月	・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)		
	●Pay-easy(ペイジー)開始 「収納機関番号」「納付番号」等の情報を、ATM、またはインターネットバンキングのサイト上に入力することで保険料の納付ができるサービス		
5月	●PayPay請求書払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「PayPay」の残高から保険料の納付ができるサービス		
6月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和３年度)の開始		
10月	・マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の本格運用の開始		
12月	●ネットdeモバイルレジ、モバイルレジクレジットによるクレジットカード決済開始		
令和4年3月	●Yahoo！公金支払いでのクレジットカード払い終了		
令和4年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額、限度額を改定		(基礎賦課分) 均等割 42,100円 所得割 7.16/100 限度額 650,000円 (介護納付金分) 均等割 16,600 所得割 2.31/100 (後期高齢者支援金等分) 所得割 2.28/100 限度額 200,000円
	・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定		
	・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割額、限度額を改定		
	・未就学児の均等割額の軽減の開始 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者均等割額の半額を軽減		
	・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)		
5月	●d払い、au PAY、J-Coin Pay開始		
6月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和４年度)の開始		
令和5年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定		(基礎賦課分) 均等割 45,000円 所得割 7.17/100 (介護納付金分) 均等割 16,200円 所得割 2.23/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 15,100円 所得割 2.42/100 限度額 220,000円
	・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定		
	・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額、限度額を改定		
	・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)		
	・出産育児一時金支給額を改定	出産育児一時金　500,000円	
5月	・新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の適用期間の終了(令和5年5月7日までに発症)		
	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和4年度相当分)の開始 [受付は令和5年9月29日まで]		
7月	●徴収嘱託員1名減員 (7名体制のうち1名内勤)		
10月	●Web口座振替受付サービス開始		
令和6年1月	・産前産後期間の国民健康保険料免除開始		
3月	・国民健康保険加入・脱退・産前産後期間保険料免除のぴったりサービスによる電子申請開始		
	●江東区国民健康保険第3期データヘルス計画 (第4期特定健康診査等実施計画)策定		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和6年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)		(基礎賦課分) 均等割 49,100円 所得割 8.69/100 (介護納付金分) 均等割 16,500円 所得割 2.31/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 16,500円 所得割 2.80/100 限度額 240,000円
6月	・入院時食事療養費を改定 ●徴収嘱託員1名減員 (6名体制のうち1名内勤)	(入院時食事療養費) 住民税課税世帯のうち、指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き1食260円 上記以外の指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等の者→1食280円 上記以外の者→1食490円 住民税非課税世帯のうち、70歳以上低所得Ⅰの者→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月間の入院日数が90日以内の者→1食230円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食180円 65歳以上の者が療養病床に入院した場合の食費について、 住民税課税世帯のうち、施設基準による食費→1食450円 指定難病患者→1食280円 上記以外の者→1食490円 住民税非課税世帯のうち、70歳以上低所得Ⅰの者→1食140円 70歳以上低所得Ⅰで指定難病患者等→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の指定難病患者または厚生労働大臣が定めるもので過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食180円 上記以外の者→1食230円	
12月	・マイナ保険証一本化により被保険者証、高齢受給者証の新規発行廃止 ・資格確認書、資格情報のお知らせの発行開始 ・マイナ保険証一本化により短期被保険者証及び被保険者資格証明書の新規発行廃止		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和7年4月	・入院時食事療養費を改定 ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ●LINE Pay請求書支払い終了 ●徴収嘱託員1名減員 (5名体制のうち1名内勤)	(入院時食事療養費) 住民税課税世帯のうち、 上記以外の指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等の者→1食300円 上記以外の者→1食510円 住民税非課税世帯のうち、 70歳以上低所得Ⅰの者→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月間の入院日数が90日以内の者→1食240円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食190円 65歳以上の者が療養病床に入院した場合の食費について、 住民税課税世帯のうち、 施設基準による食費→1食470円 指定難病患者→1食300円 上記以外の者→1食510円 住民税非課税世帯のうち、 70歳以上低所得Ⅰの者→1食140円 70歳以上低所得Ⅰで指定難病患者等→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の指定難病患者または厚生労働大臣が定めるもので過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食190円 上記以外の者→1食240円	(基礎賦課分) 均等割 47,300円 所得割 7.71/100 限度額 660,000円 (介護納付金分) 均等割 16,600円 所得割 2.25/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 16,800円 所得割 2.69/100 限度額 260,000円

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和8年4月	・高額療養費資金貸付基金を廃止 ・出産費資金貸付基金を廃止 ・徴収嘱託員1名減員（4名体制のうち1名内勤） ・コールセンターに外国語対応スタッフを配置 （英語、中国語、ベトナム語） ・保険料に「子ども・子育て支援金分」が追加 ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限）		（基礎賦課分） 均等割 47,600円 所得割 7.51/100 限度額 670,000円 （介護納付金分） 均等割 17,800円 所得割 2.43/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 17,600円 所得割 2.80/100 （子ども・子育て支援金分） 均等割※1 1,873円 所得割 0.27/100 限度額 30,000円 ※1　高校生相当年齢までの加入者（※2）を除く加入者に対する均等割。18歳以上被保険者均等割73円を含む。 ※2　18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である加入者
令和8年6月	・入院時食事療養費を改定	(入院時食事療養費) 住民税課税世帯のうち、 上記以外の指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等の者→1食330円 上記以外の者→1食550円 住民税非課税世帯のうち、 70歳以上低所得Ⅰの者→ 1食130円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月間の入院日数が90日以内の者→1食270円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食220円 65歳以上の者が療養病床に入院した場合の食費について、 住民税課税世帯のうち、 施設基準による食費→1食510円 指定難病患者→1食330円 上記以外の者→1食550円 住民税非課税世帯のうち、 70歳以上低所得Ⅰの者→ 1食160円 70歳以上低所得Ⅰで指定難病患者等→1食130円 70歳以上低所得Ⅰ以外の指定難病患者または厚生労働大臣が定めるもので過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食220円 上記以外の者→1食270円	

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和8年8月	・70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額を改定 ・70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額（年間）を新設 ・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定 ・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額（年間）を新設 ●J-Coin Pay支払い取り扱い終了	（70歳未満の方の自己負担限度額） 年間所得額が901万円を超える世帯は270,300円 +一定額超過分の1% 年間所得額が600万円超901万円以下の世帯は179,100円 +一定額超過分の1% 年間所得額が210万円超600万円以下の世帯は85,800円 +一定額超過分の1% 年間所得額が210万円以下の世帯は61,500円 非課税世帯は36,900円 （70歳未満の方の年間上限額新設） 年間所得額が901万円を超える世帯は1,680,000円 年間所得額が600万円超901万円以下の世帯は1,110,000円 年間所得額が210万円超600万円以下の世帯は530,000円 年間所得額が210万円以下の世帯は530,000円 非課税世帯は290,000円 （70歳以上の方の自己負担限度額） 住民税課税標準額690万円以上は270,300円＋一定額超過分の1% 住民税課税標準額380万円以上～690万円未満は179,100円+一定額超過分の1% 住民税課税標準額145万円以上～380万円未満は85,800円+一定額超過分の1% 年間所得額210万円以下は外来22,000円【年間上限額216,000円】 外来＋入院61,500円 非課税世帯は外来11,000円【年間上限額96,000円】外来＋入院25,700円 非課税世帯かつ世帯全員の年金収入が807,600円以下でその他の所得がない方は外来8,000円、外来＋入院15,700円 （70歳以上の方の年間上限額新設） 住民税課税標準額690万円以上は1,680,000円 住民税課税標準額380万円以上～690万円未満は1,110,000円 住民税課税標準額145万円以上～380万円未満は530,000円 年間所得額210万円以下は530,000円	

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
		非課税世帯は290,000円 非課税世帯かつ世帯全員の年金収入が807,600円以下でその他の所得がない方は180,000円	

令和7年度　国民健康保険事業状況報告書

（令和7年度　事業年報）

様式１３　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ａ表

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 ー 0 0 8

事業開始年月日	昭和34年12月1日

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬祭	傷病手当	出産手当	その他
	500,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999 円

		本年度末現在	（再掲）未就学児	（再掲）前期高齢者	（再掲）70歳以上一般	（再掲）70歳以上現役並み所得者
世帯数		60,633				
被保険者数	総数	79,232	1,612	25,439	13,039	1,821
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	79,232	1,612	25,439	13,039	1,821

		年度平均	（再掲）未就学児	（再掲）前期高齢者	（再掲）70歳以上一般	（再掲）70歳以上現役並み所得者
世帯数		61,478				
被保険者数	総数	80,662	1,566	26,502	13,828	1,826
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	80,662	1,566	26,502	13,828	1,826

	本年度末現在	年度平均
介護保険第２号被保険者数	29,172	29,520
介護保険第２号世帯数	26,121	26,399

	年度平均
標準負担額の減額状況	0

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数（市町村内転居の場合を除く）	110

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

被保険者増減内訳	本年度中増	転入	（再掲）他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
		8,780	5,334	14,696	211	202	0	338	24,227
	本年度中減	転出	（再掲）他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
		6,924	3,947	12,316	393	621	4,314	1,373	25,941

本年度末現在事務職員数	専任	兼任	計
	74	19	93

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

様式１４（市町村）　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（１）（市町村）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 － 0 0 8

○経理状況

１．収支状況及び資産・負債等の状況

［１］収入状況及び支出状況

収入 科目	収入額	(再掲)後期高齢者支援金等分	(再掲)介護分
	円	円	円
保険料(税) 一般被保険者分 医療給付費分	7,493,868,922		
保険料(税) 一般被保険者分 後期高齢者支援金分	2,656,302,330	2,656,302,330	
保険料(税) 一般被保険者分 介護納付金分	972,716,160		972,716,160
保険料(税) 一般被保険者分 一般被保険者分計	11,122,887,412	2,656,302,330	972,716,160
保険料(税) 退職被保険者分 医療給付費分	0		
保険料(税) 退職被保険者分 後期高齢者支援金分	0	0	
保険料(税) 退職被保険者分 介護納付金分	0		0
保険料(税) 退職被保険者分 退職被保険者等分計	0	0	0
保険料(税) 計	11,122,887,412	2,656,302,330	972,716,160
国庫支出金	48,157,000		
都道府県支出金 保険給付費等交付金(普通交付金)	28,542,371,918		
都道府県支出金 保険給付費等交付金(特別交付金) 保険者努力支援分	88,515,000		
都道府県支出金 保険給付費等交付金(特別交付金) 特別調整交付金分	77,159,000		
都道府県支出金 保険給付費等交付金(特別交付金) 都道府県繰入金(２号分)	132,533,000		
都道府県支出金 保険給付費等交付金(特別交付金) 特定健康診査等負担金	82,306,000		
都道府県支出金 保険給付費等交付金(特別交付金) 保険給付費等交付金(特別交付金)計	380,513,000		
都道府県支出金 財政安定化基金交付金	0		
都道府県支出金 その他	0		
都道府県支出金 計	28,922,884,918		
連合会支出金	0		
一般会計繰入金 保険基盤安定（保険料(税)軽減分）	1,589,915,850	381,754,800	133,339,500
一般会計繰入金 保険基盤安定(保険者支援分)	1,004,377,276	242,463,431	82,478,783
一般会計繰入金 未就学児均等割保険料（税）	36,349,832	9,527,000	
一般会計繰入金 職員給与費等	810,603,000		
一般会計繰入金 産前産後保険料（税）	13,235,009	3,321,402	
一般会計繰入金 出産育児一時金等	87,000,000		
一般会計繰入金 財政安定化支援事業	0		
一般会計繰入金 その他	643,352,000		
一般会計繰入金 計	4,184,832,967	637,066,633	215,818,283
直診勘定繰入金	0		
その他の収入	69,552,900		
小計（単年度収入） A	44,348,315,197	3,293,368,963	1,188,534,443

支出 科目	支出額	(再掲)後期高齢者支援金等分	(再掲)介護分
	円	円	円
総務費	731,865,275		
保険給付費 一般被保険者分 療養給付費	24,105,906,338		
保険給付費 一般被保険者分 療養費	306,791,127		
保険給付費 一般被保険者分 小計	24,412,697,465		
保険給付費 一般被保険者分 高額療養費	3,690,633,100		
保険給付費 一般被保険者分 高額介護合算療養費	6,026,443		
保険給付費 一般被保険者分 移送費	0		
保険給付費 一般被保険者分 出産育児諸費	104,853,511		
保険給付費 一般被保険者分 葬祭諸費	35,140,000		
保険給付費 一般被保険者分 育児諸費	0		
保険給付費 一般被保険者分 その他	50,038,725		
保険給付費 一般被保険者分 一般被保険者分計	28,299,389,244		
保険給付費 退職被保険者等分 療養給付費	0		
保険給付費 退職被保険者等分 療養費	0		
保険給付費 退職被保険者等分 小計	0		
保険給付費 退職被保険者等分 高額療養費	0		
保険給付費 退職被保険者等分 高額介護合算療養費	0		
保険給付費 退職被保険者等分 移送費	0		
保険給付費 退職被保険者等分 退職被保険者等分計	0		
保険給付費 審査支払手数料	113,776,073		
保険給付費 計	28,413,165,317		
国民健康保険事業費納付金 医療給付費分 一般被保険者分	9,956,582,391		
国民健康保険事業費納付金 医療給付費分 退職被保険者等分	0		
国民健康保険事業費納付金 医療給付費分 医療給付費分計	9,956,582,391		
国民健康保険事業費納付金 後期高齢者支援金等分 一般被保険者分	3,364,336,058	3,364,336,058	
国民健康保険事業費納付金 後期高齢者支援金等分 退職被保険者等分	0	0	
国民健康保険事業費納付金 後期高齢者支援金等分 後期高齢者支援金等分計	3,364,336,058	3,364,336,058	
国民健康保険事業費納付金 介護納付金分	1,212,005,834		1,212,005,834
国民健康保険事業費納付金 計	14,532,924,283	3,364,336,058	1,212,005,834
財政安定化基金拠出金	0		
保健事業費 保健事業費	15,329,290		
保健事業費 特定健康診査等事業費	277,726,454		
保健事業費 健康管理センター事業費	0		
保健事業費 計	293,055,744		
保険給付費等交付金償還金	400,677,929		
直診勘定繰出金	0		
その他の支出	77,988,322	0	0
小計（単年度支出） B	44,449,676,870	3,364,336,058	1,212,005,834
単年度収支差（A-B）	-101,361,673	-70,967,095	-23,471,391

基金繰入金 C	0		基金積立金 F	0
繰越金 D	1,294,471,370		前年度繰上充用金 G	0
市町村債 E	0		公債費 H	0
うち財政安定化基金貸付金	0		うち財政安定化基金償還金	0
収入合計 (A+C+D+E)	45,642,786,567		支出合計 (B+F+G+H)	44,449,676,870
			収支差引残(収入合計-支出合計)	1,193,109,697
			うち次年度への繰越金 I	1,193,109,697
			うち基金積立金 J	0

［２］基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末）	K	0
基金繰入金	C	0
基金積立金	F	0
収支差引残のうち基金積立金	J	0
その他増加額	L	0
その他減少額	M	0
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)		0

市町村債残高	0
うち財政安定化基金貸付金残高	0

［３］資産・負債等の状況（年度末現在）

資産 科目	金額（円）
基金保有額 a	0
次年度への繰越金 b	1,193,109,697
貸付金等 c	0
その他の資産 d	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,193,109,697

負債及び純資産 科目	金額（円）
繰上充用金（当年度赤字額） e	0
市町村債残高 f	0
うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の負債 g	0
負債合計 (e+f+g)	0
純資産（資産合計 － 負債合計）	1,193,109,697

様式１４（市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（１）（続）（市町村）
（令和7年度）

都 道 府 県 名	東京都
保 険 者 名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 ー 0 0 8

〇経理状況

２．保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現 年 分	11,526,579,976	10,577,073,173	47,942,234	11,149,452	938,357,351	2,382,451
	滞納繰越分	1,410,190,946	496,044,144	1,827,861	357,055,659	557,091,143	1,278,825
	計	12,936,770,922	11,073,117,317	49,770,095	368,205,111	1,495,448,494	3,661,276

３．保険給付費等支払状況

（円）

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	保険給付費 療養給付費	計	24,046,604,625	24,105,906,338	58,360,923	940,790	0
		現年度分(再掲)	24,046,604,625	24,105,906,338	58,360,923	940,790	0
	療養費	計	306,136,089	306,791,127	528,817	126,221	0
		現年度分(再掲)	306,136,089	306,791,127	528,817	126,221	0
	高額療養費		3,681,923,381	3,690,633,100	8,543,792	165,927	0
	高額介護合算療養費		6,026,443	6,026,443	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		188,382,920	190,032,236	1,996,694	0	347,378

４．市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.53	0.00	52,161	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.92	0.00	17,591	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.40	0.00	17,455	0

様式１４－２　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（２）
（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 － 0 0 8

４．保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	（２）不均一賦課［　　］

保険料の別	(1) 料	（２）税	保険料（税）賦課方式	（１）４方式	（２）３方式	(3) ２方式	（４）その他		保険料（税）徴収回数	回 10

保険料(税)算定額	保険料(税)軽減額(低所得者分)	保険料(税)軽減額(未就学児分)	保険料(税)軽減額(産前産後分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料(税)調定額
千円 11,195,550	千円 1,080,479	千円 25,336	千円 1,997	千円 446	千円 16,543	千円 2,199,039	１増・(2)減	千円 123,493	千円 7,748,217

保険料（税）算定額内訳				料（税）率			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千円 7,315,247	千円 0	千円 3,880,303	千円 0	% 7.71	% 0.00	円 47,300	円 0
65.34 %	0.00 %	34.66 %	0.00 %				

課税対象額		課税対象世帯数	保険料(税)軽減世帯数(低所得者分)	保険料(税)軽減世帯数(未就学児分)	保険料(税)軽減世帯数(産前産後分)	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割									
千円 94,879,981	千円 0	62,290	31,040	1,196	64	11	337	1,820	82,036	千円 660

所得割の算定基礎	(1) ①課税総所得金額（基礎控除）	② 課税総所得金額（各種控除）	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤その他
資産割の算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他		

様式１４－３　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（３）
（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 － 0 0 8

５．保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	①均一賦課	（２）不均一賦課［　　］

保険料の別	①料	（２）税	保険料（税）賦課方式	（１）４方式	（２）３方式	③２方式	（４）その他		保険料（税）徴収回数	回 10

保険料(税)算定額	保険料(税)軽減額(低所得者分)	保険料(税)軽減額(未就学児分)	保険料(税)軽減額(産前産後分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料(税)調定額
千円 3,930,476	千円 383,764	千円 8,999	千円 700	千円 48	千円 5,820	千円 719,775	１増・②減	千円 47,365	千円 2,764,005

保険料（税）算定額内訳				料（税）率			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千円 2,552,271	千円 0	千円 1,378,205	千円 0	% 2.69	% 0.00	円 16,800	円 0
64.94％	0.00％	35.06％	0.00％				

課税対象額		課税対象世帯数	保険料(税)軽減世帯数(低所得者分)	保険料(税)軽減世帯数(未就学児分)	保険料(税)軽減世帯数(産前産後分)	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割									
千円 94,879,981	千円 0	62,290	31,040	1,196	64	11	337	1,459	82,036	千円 260

所得割の算定基礎	①課税総所得金額（基礎控除）	② 課税総所得金額（各種控除）	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤その他
資産割の算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他		

様式１４－４　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（４）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 － 0 0 8

６．保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第２号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課［　］

保険料の別保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税）賦課方式	(1) ４方式	(2) ３方式	(3) ２方式	(4) その他		保険料（税）徴収回数	回 10

保険料(税)算定額	保険料(税)軽減額(低所得者分)	保険料(税)軽減額(未就学児分)	保険料(税)軽減額(産前産後分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料(税)調定額
千円 1,429,108	千円 134,101	千円 0	千円 98	千円 157	千円 18	千円 276,404	1増・(2)減	千円 3,971	千円 1,014,359

保険料（税）算定額内訳				料（税）率			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千円 934,528	千円 0	千円 494,580	千円 0	% 2.25	% 0.00	円 16,600	円 0
65.39 %	0.00 %	34.61 %	0.00 %				

課税対象額		課税対象世帯数	保険料(税)軽減世帯数(低所得者分)	保険料(税)軽減世帯数(未就学児分)	保険料(税)軽減世帯数(産前産後分)	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割									
千円 41,534,587	千円 0	26,609	12,572	0	9	11	5	1,165	29,794	千円 170

所得割の算定基礎	(1) 課税総所得金額（基礎控除）	② 課税総所得金額（各種控除）	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤その他
資産割の算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他		

様式１５

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｃ表（１）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 ー 0 0 8

○　保険給付状況

１．医療給付の状況

（１）全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		1,444,231	32,958,350,847	24,046,567,675	7,212,653,468	1,699,129,704
	食事療養・生活療養（再掲）	21,165	388,314,308	201,196,567	185,117,141	2,000,600
療養費等	食事療養・生活療養	2		36,950	-36,950	0
	療養費 診療費	2,385	48,008,121	34,461,862	13,546,259	0
	療養費 補装具	678	28,721,835	21,209,121	7,512,714	0
	療養費 柔道整復師	27,897	223,156,837	161,802,741	61,354,096	0
	療養費 アンマ・マッサージ	2,134	82,878,050	60,721,767	22,156,283	0
	療養費 ハリ・キュウ	2,545	38,159,060	27,940,598	10,218,462	0
	療養費 その他	0	0	0	0	0
	療養費 小計	35,639	420,923,903	306,136,089	114,787,814	0
	療養費 海外療養費（再掲）	72	2,028,743	1,398,089	630,654	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		1,479,872	33,379,274,750	24,352,740,714	7,327,404,332	1,699,129,704

（２）前期高齢者分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		711,113	17,854,641,237	13,461,008,106	3,574,117,305	819,515,826
	食事療養・生活療養（再掲）	8,395	207,647,891	103,471,172	103,627,669	549,050
療養費等	食事療養・生活療養	1		34,400	-34,400	0
	療養費	15,155	195,530,510	147,943,002	47,587,508	0
	療養費 海外療養費（再掲）	29	425,023	300,153	124,870	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		726,269	18,050,171,747	13,608,985,508	3,621,670,413	819,515,826

（３）７０歳以上一般分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		396,477	10,162,120,670	8,096,360,256	1,393,047,360	672,713,054
	食事療養・生活療養（再掲）	4,847	119,985,870	62,224,203	57,339,307	422,360
療養費等	食事療養・生活療養	1		34,400	-34,400	0
	療養費	8,230	108,208,687	86,646,587	21,562,100	0
	療養費 海外療養費（再掲）	2	26,400	21,120	5,280	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		404,708	10,270,329,357	8,183,041,243	1,414,575,060	672,713,054

（４）７０歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		51,194	1,182,705,784	823,894,294	347,471,623	11,339,867
	食事療養・生活療養（再掲）	520	9,769,744	2,839,154	6,930,590	0
療養費等	食事療養・生活療養	0		0	0	0
	療養費	1,081	12,413,926	8,673,713	3,740,213	0
	療養費 海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		52,275	1,195,119,710	832,568,007	351,211,836	11,339,867

（５）未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		26,834	408,594,055	325,571,639	25,652,758	57,369,658
	食事療養（再掲）	192	2,652,975	818,775	1,588,570	245,630
療養費等	食事療養	0		0	0	0
	療養費	176	2,733,770	2,187,007	546,763	0
	療養費 海外療養費（再掲）	5	119,886	95,908	23,978	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		27,010	411,327,825	327,758,646	26,199,521	57,369,658

様式１５－２

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｃ表（２）
（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 ー 0 0 8

２．高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			現物給付分（再掲）
総数	件数	6,272	24,195	4,655	5,930	9,184	10,780	4,608	65,624	33,833
	高額療養費(円)	126,567,685	187,233,163	535,303,065	506,432,130	1,556,839,183	386,742,563	382,805,592	3,681,923,381	3,333,824,919
（再掲）前期高齢者分	件数	4,188	22,431	2,106	3,043	5,769	9,409	2,462	49,408	
	高額療養費(円)	72,962,631	157,867,897	247,254,619	259,364,849	930,200,159	294,603,015	113,510,452	2,075,763,622	
（再掲）70歳以上一般分	件数	2,607	20,999	391	1,477	3,567	8,602	1,947	39,590	
	高額療養費(円)	28,820,145	132,104,910	34,288,538	104,554,644	482,419,994	238,064,987	66,752,204	1,087,005,422	
（再掲）70歳以上現役並み所得者分	件数	205	305	140	147	252	64	61	1,174	
	高額療養費(円)	7,455,387	6,963,964	19,046,548	22,406,302	58,991,737	5,961,227	2,600,235	123,425,400	
（再掲）未就学児分	件数	0	6	0	0	95	20	30	151	
	高額療養費(円)	152,102	617,621	0	0	17,604,069	1,121,820	6,309,001	25,804,613	

長期高額特定疾病該当者数	361 人

３．高額介護合算療養費の状況

件数（件）	219
給付額（円）	6,026,443

４．その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数（件）	205	502	0	0	44,013	44,720
給付額（円）	102,500,000	35,140,000	0	0	50,030,031	187,670,031

様式１５－３　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｃ表（３）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 ー 0 0 8

５．療養の給付等内訳

（１）全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	15,302 件	214,235 日	10,918,791,604 円
	入院外	709,368	1,076,162	12,469,702,375
	歯科	178,898	282,377	2,354,389,060
	小計	903,568	1,572,774	25,742,883,039
調剤		531,715	(632,734 枚)	5,995,474,420
食事療養・生活療養		(21,165)	(547,131 回)	388,314,308
訪問看護		8,948	74,440	831,679,080
合計		1,444,231	1,647,214	32,958,350,847

（２）前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	8,752 件	116,006 日	6,482,837,756 円
	入院外	351,889	554,838	6,712,995,750
	歯科	84,469	135,951	1,096,570,050
	小計	445,110	806,795	14,292,403,556
調剤		263,397	(309,808 枚)	3,049,779,380
食事療養・生活療養		(8,395)	(288,889 回)	207,647,891
訪問看護		2,606	25,617	304,810,410
合計		711,113	832,412	17,854,641,237

（３）７０歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,050 件	66,328 日	3,780,793,623 円
	入院外	196,223	315,079	3,762,015,167
	歯科	45,339	72,930	596,684,690
	小計	246,612	454,337	8,139,493,480
調剤		148,425	(175,180 枚)	1,730,664,900
食事療養・生活療養		(4,847)	(167,537 回)	119,985,870
訪問看護		1,440	14,925	171,976,420
合計		396,477	469,262	10,162,120,670

（４）７０歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	536 件	5,721 日	425,446,980 円
	入院外	25,582	37,882	445,797,800
	歯科	6,267	9,617	77,728,800
	小計	32,385	53,220	948,973,580
調剤		18,697	(21,411 枚)	206,736,230
食事療養・生活療養		(520)	(13,530 回)	9,769,744
訪問看護		112	1,194	17,226,230
合計		51,194	54,414	1,182,705,784

（５）未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	230 件	1,900 日	183,969,420 円
	入院外	13,443	19,633	143,136,850
	歯科	1,965	2,412	21,567,820
	小計	15,638	23,945	348,674,090
調剤		11,117	(14,513 枚)	50,291,460
食事療養		(192)	(3,824 回)	2,652,975
訪問看護		79	469	6,975,530
合計		26,834	24,414	408,594,055

給　付　別　表　Ⅴ　表　（１）
（全体）
（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（１）高額療養費支払義務額	（２）費用額	費用負担区分 保険者負担分	一部負担金	薬剤一部負担金（再掲）	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	7,684,279	44,087,160	34,886,270	9,001,092	0	199,798
心障医療（法制 No.80）	196,978,098	1,431,899,610	1,029,230,570	213,626,335	0	189,042,705
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	10,051,159	219,588,490	153,960,000	15,700,913	0	49,927,577
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	3,062,056	20,629,180	14,811,437	3,071,458	0	2,746,285
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	6,959,547	96,482,160	70,748,592	17,382,378	0	8,351,190
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	-485,040	-339,528	0		-145,512
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	-352,480	-246,736	0		-105,744
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	-177,670	-124,369	0		-53,301
結･精適用医療（法制 No.10･21）	2,026,786	632,817,970	449,166,408	44,663,796	0	138,987,766
計	226,761,925	2,444,489,380	1,752,092,644	303,445,972	0	388,950,764

２．出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	0	0

給　付　別　表　N　表　（１）

（全体）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	
特殊疾病（法制 No.51･83）	31,850	19,700	12,150	0
心障医療（法制 No.80）	41,122,594	22,839,984	18,282,610	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	734,318	425,498	308,820	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	689,722	129,892	559,830	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	39,400	19,950	19,450	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0
計	42,617,884	23,435,024	19,182,860	0

２．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	8,948	831,679,080	600,134,226	80,012,415	151,532,439

３．一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分再掲	70歳以上一般再掲(8割)	70歳以上一般再掲(9割)	70歳以上現役並再掲(7割)	70歳以上現役並再掲(8割)	未就学児再掲(8割)
	1,537,873	428,074	428,074	0	0	0	0

＜公営用＞

給　付　別　表　U　表

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．高額介護合算療養費（Ｃ表（２）内訳）

	全体	前期高齢者（再掲）	70歳以上一般分（再掲）	70歳以上現役並み（再掲）	未就学児（再掲）
給付額	6,026,443	4,345,200	2,335,133	640,103	0

２．高額介護合算療養費（上記１のうち地方単独事業公費負担医療に係る分）

医療費助成事業名（法制番号）	全体	前期高齢者（再掲）	70歳以上一般分（再掲）	70歳以上現役並み（再掲）	未就学児（再掲）
老人医療（法制 No.41）	0				
特殊疾病（法制 No.51･83）	0	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	2,698,644	1,499,289	715,205	193,732	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85：Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0				0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0				0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0				
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0				
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0				
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0				
結・精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0	0
計	2,698,644	1,499,289	715,205	193,732	0

年　報　別　表　M　表

（不当利得、不正利得、第三者行為の状況）

（　令和7年度　）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

区分＼項目		調定 件数 件	調定 費用額 円	収納 件数 件	収納 費用額 円	収入未済 件数 件	収入未済 費用額 円
不当利得返還金	現年度分　A	476	6,241,336	311	5,008,398	165	1,232,938
	過年度分　B	（ 0 ）	（ 0 ）				
		2,219	43,331,219	1,806	37,339,475	413	5,991,744
不正利得徴収金　C		（ 0 ）	（ 0 ）				
		4	44,512	4	44,512	0	0
第三者行為賠償金	公害分　D	（ 0 ）	（ 0 ）				
		138	1,257,127	138	1,257,127	0	0
	その他　E	（ 0 ）	（ 0 ）				
		215	24,797,368	215	24,797,368	0	0
Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ　計		（ 0 ）	（ 0 ）				
		2,576	69,430,226	2,163	63,438,482	413	5,991,744

２．不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

区分＼項目		調定 件数 件	調定 費用額 円	収納 件数 件	収納 費用額 円	収入未済 件数 件	収入未済 費用額 円
不当利得返還金	現年度分　A	0	0	0	0	0	0
	過年度分　B	（ 0 ）	（ 0 ）				
		0	0	0	0	0	0
不正利得徴収金　C		（ 0 ）	（ 0 ）				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為賠償金	公害分　D	（ 0 ）	（ 0 ）				
		0	0	0	0	0	0
	その他　E	（ 0 ）	（ 0 ）				
		0	0	0	0	0	0
Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ　計		（ 0 ）	（ 0 ）				
		0	0	0	0	0	0

給　付　別　表　Ⅴ　表　（２）
（７０歳以上一般分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（１）高額療養費支払義務額	（２）費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	6,779,020	40,252,580	32,202,064	7,986,222	64,294
心障医療（法制 No.80）	32,622,050	269,008,430	215,206,744	34,769,653	19,032,033
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	41,626	2,480,570	1,984,456	41,626	454,488
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	451,606	3,710,110	2,968,088	451,606	290,416
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	2,811,488	32,110,800	25,688,640	5,721,558	700,602
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	1,656,294	61,938,290	49,550,632	5,609,273	6,778,385
計	44,362,084	409,500,780	327,600,624	54,579,938	27,320,218

給　付　別　表　Ｎ　表　（２）

（７０歳以上一般分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	28,300	18,700	9,600	0
心障医療（法制 No.80）	6,599,686	4,108,746	2,490,940	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	2,372	842	1,530	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	19,390	6,900	12,490	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0
計	6,649,748	4,135,188	2,514,560	0

２．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,440	171,976,420	137,581,136	23,038,685	11,356,599

給　付　別　表　Ⅴ　表　（３）
（７０歳以上現役並み所得者分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（１）高額療養費支払義務額	（２）費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	0	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	129,582	6,876,970	4,813,879	656,313	1,406,778
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	1,126,820	788,774	0	338,046
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	30,887	4,873,300	3,411,310	449,835	1,012,155
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	52,830	36,981	5,283	10,566
計	160,469	12,929,920	9,050,944	1,111,431	2,767,545

給　付　別　表　Ｎ　表　（３）

（７０歳以上現役並み所得者分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費　用　額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0
計	0	0	0	0

２．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費　用　額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	112	17,226,230	12,058,361	3,381,676	1,786,193

給　付　別　表　Ⅴ　表　（４）

（未就学児分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（１）高額療養費支払義務額	（２）費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	0	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

給　付　別　表　N　表　（４）

（未就学児分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0
計	0	0	0	0

２．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	79	6,975,530	5,580,424	69,614	1,325,492

給　付　別　表　Ⅴ　表　（５）
（前期高齢者分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（１）高額療養費支払義務額	（２）費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	7,684,279	43,754,030	34,653,079	8,963,124	137,827
心障医療（法制 No.80）	74,090,244	550,265,990	412,087,036	79,469,557	58,709,397
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	41,626	3,039,840	2,375,945	52,240	611,655
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	451,606	6,400,320	4,851,235	455,275	1,093,810
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	4,209,855	56,201,060	42,551,822	10,128,171	3,521,067
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	1,656,294	117,851,330	88,689,760	9,047,015	20,114,555
計	88,133,904	777,512,570	585,208,877	108,115,382	84,188,311

給　付　別　表　N　表　（５）

（前期高齢者分再掲）

（令和7年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13　ー　008

１．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	28,300	18,700	9,600	0
心障医療（法制 No.80）	16,802,065	9,060,435	7,741,630	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	3,852	1,302	2,550	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	19,390	6,900	12,490	0
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85:Ｂ型･Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担あり）	0	0	0	0
高校生等医療（法制 No.89 自己負担なし）	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0
計	16,853,607	9,087,337	7,766,270	0

２．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	2,606	304,810,410	230,564,929	41,770,964	32,474,517

令和８年版　江 東 の 国 保

令和８年10月

印刷物登録番号(8)51号

編集発行　江東区生活支援部医療保険課
江東区東陽 4-11-28
電話(3647)9111(大代表)

印 刷 所　川村印刷株式会社
江東区白河 2-11-7
電話(3641)0730(代表)